

奥州市議会全員協議会

日時：令和7年10月20日（月）

午前10時

場所：奥州市役所7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 教育・保育施設の統廃合ロードマップの見直しについて
- ② 「奥州市公共建築物室内空気汚染対策指針」及び「シックスクール対策マニュアル」の見直し内容について
- ③ 俳句の庵の廃止について
- ④ 次期奥州市総合計画策定方針について
- ⑤ 海外友好都市トーランス市における交流事業の成果報告について

4 そ の 他

5 閉 会

全員協議会資料 令和7年10月20日 健康こども部保育こども園課

1 統廃合ロードマップ見直しの実施経過

- 令和7年5月 未就園児ニーズ調査
6月 小山東幼稚園保護者アンケート調査
8月 第1回再編準備委員会（前沢地域・胆沢地域）
※見直しの方針と見直し案の確認
市議会議員全員協議会
8月～9月 保護者説明会・市民説明会
9月 第2回再編準備委員会（前沢地域・胆沢地域）
10月 子ども・子育て会議

2 保護者説明会及び市民説明会での意見

（1）保護者説明会

- 8月29日（金）小山東幼稚園（参加者：6名）
9月2日（火）前沢保育所（参加者：15名）

～主な意見等～

＜小山東幼稚園＞

- ・小山東幼稚園を存続してほしい。
- ・認定こども園に変更するなど何らかの形で残してほしい。
- ・胆沢地域で考えるのではなく、小山地区に施設を残してほしい。
- ・早朝の「預かり保育」を実施してほしい。
- ・園児を増やす努力をしてほしい。
- ・保護者アンケートの自由記述欄を市民説明会で配布してほしい。

＜前沢保育所＞

- ・前沢保育所の定員を減らし、継続できないか。
- ・転園後のならし保育は実施するのか。

- ・統合して園児数が増えても、子どもの発表する機会等を減らさないでほしい。
- ・私立施設の経営が厳しい部分は、市からの補助が必要ではないか。
- ・転園を検討する材料（園児数の情報）が早めにほしい。

（2）市民説明会

- 9月9日（火）前沢ふれあいセンター（参加者：15名）
9月10日（水）健康増進プラザ悠悠館（参加者：16名）

～主な意見等～

＜前沢会場＞

- ・勤めている職員はどうなるのか。
- ・小山東幼稚園にはアンケート調査を実施しているが、前沢保育所には実施しなかったのか。
- ・閉園に先んじて、転園したいという希望があれば対応するのか。
- ・閉園時に在園している子どもは、全員が前沢北こども園に転園するのか。
- ・いずみ保育園の定員を減らさず、障がい児等の受入れができるか。

＜胆沢会場＞

- ・小山東幼稚園を存続してほしい。
- ・早朝の「預かり保育」を実施してほしい。
- ・小山地区に施設を残してほしい。
- ・施設を維持していくには相当の税金がかかる。費用対効果を考えて統廃合を考えているか。

3 再編準備委員会等の意見と市の考え方

保護者説明会及び市民説明会で頂いた意見を踏まえ、再編準備委員会及び子ども・子育て会議において協議した。

＜再編準備委員会の意見：小山東幼稚園関係＞

- ・閉園を保留にできないか。（保護者代表者）
- ・子どもの利益を第一に考えると、ある程度の集団で学ぶほうがよい。（児童福祉関係者）
- ・施設が無くなるのは残念だが、子どもの育つ環境として、どんな環境がいいかを考えるしかない。（地域代表者）
- ・小学校への接続を考えると、園児が3人、再来年は1人となった時に心配な点がある。（教育関係者）

＜市の考え方＞

- ・現在の小山東幼稚園の教育環境は有用であることを認識しているが、幼児教育に必要な社会性を育む「適正な集団規模」を提供することが最優先である。
- ・今後、需要（園児数）が増加する見込みは低い。
- ・認定こども園への移行については、少子化が進行し、市内の整備量（定員）が充足している現状や、私立施設との競争を生むことへの懸念から困難な状況である。
- ・子どもたちに最適な教育環境を提供するためには、園児数が安定して確保できる施設の利用が望ましい。

＜再編準備委員会の意見：前沢保育所関係＞

- ・「統合」とあるため、保護者は前沢北こども園へ転園しなければならないという認識があるかもしれない。転園先は前沢北こども園に限らないことを周知していただきたい。（教育・保育施設関係者）

- ・統合までに交流機会を増やすことで、保護者も転園先を知ることができ、安心して閉園を受け入れられると思う。（保護者代表者）

＜市の考え方＞

- ・前沢地域の整備量（定員）は余剰となっており、私立施設の安定的な経営を図るためにも、公立施設の整備量（定員）を見直す必要がある。
- ・閉園までの間の転園希望に対しては、受入体制を整えることはもちろん、担任同士の引継ぎや、必要に応じて「ならし保育」の期間を確保するなど、不安解消に努めていく。

子ども・子育て会議においては異論がなく、子どもの出生数をできるだけ正確に予測して共有してほしいという意見が出された。

これらのことから、統廃合ロードマップを原案のとおり見直した。（次頁「見直し後の統廃合ロードマップ」参照）

4 今後の予定

令和7年10月下旬　令和8年度園児募集開始
（前沢保育所は新園児の募集を停止）

（毎年）前沢保育所及び小山東幼稚園の保護者に対し、翌年度の園児数の見込み等の情報を適時提供する。

奥州市立教育・保育施設の統廃合ロードマップの見直しについて

3

5 見直し後の統廃合ロードマップ（実施計画期間：令和8年度から令和12年度）

奥州市立教育・保育施設の統廃合ロードマップ

（令和7年4月時点の入所状況）

所在地域	施設区分・名称	定員	利用人数の推移	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	存廃	再編理由	R7	R8	R9	R10	R11	R12	内容
水沢	保育所	いずみ保育園	60人 令和3年度55人 ↓ 令和7年度56人	3	8	9	12	12	12	存続	配慮が必要な子の受入体制の充実		定員50人					0～2歳児の定員を10人減員し、増加している障がい児・医療ケア児など配慮が必要な子どもの受入体制整備に充てる。
江刺	保育所	田原保育所	65人 令和3年度41人 ↓ 令和7年度27人	0	2	5	6	8	6	存続		ロードマップの見直し・保護者説明会・市民説明会						サービスの空白地域を作らないことを考慮しながら、当面は3施設を維持する。今後、園児数が減少し、複式学級（合同保育）が続く場合は、見直しを検討する。
	認定こども園	稲瀬わかば園	130人 令和3年度84人 ↓ 令和7年度57人	1	5	11	9	12	19	存続								
	認定こども園	江刺ひがしこども園	50人 令和3年度30人 ↓ 令和7年度32人	0	4	3	7	9	9	存続								
前沢	保育所	前沢保育所	140人 令和3年度128人 ↓ 令和7年度96人	5	15	17	19	21	19	前沢北こども園に統合	整備量（定員）の充足		新規募集停止※	※	※	※	閉園	令和12年度末に閉園（園児数の減少等により、閉園時期を早めることがある。）
	認定こども園	前沢北こども園	150人 令和3年度130人 ↓ 令和7年度100人	2	8	13	17	31	29	存続								
胆沢	幼稚園	小山東幼稚園	160人 令和3年度31人 ↓ 令和7年度9人	-	-	-	1	2	6	廃止	適正な集団規模の維持が困難			閉園				令和9年度末に閉園（保護者の意向により、閉園時期を早めることがある。）
衣川	認定こども園	あゆみ園	120人 令和3年度91人 ↓ 令和7年度41人	1	8	5	7	5	15	存続								サービスの空白地域のため存続

※令和7年度入所児童の兄弟児に限り、受入可とする。

「奥州市公共建築物室内空気汚染対策指針」及び「シックスクール対策マニュアル」の見直し内容について

令和7年10月20日 全員協議会資料 奥州市教育委員会事務局教育総務課

1 当市のこれまでの経過と見直しの背景

奥州市のシックスクール対策に関しては、平成22年の胆沢第一小学校校舎の大規模改造工事の際に児童がシックスクール症候群を発症したことから、同年8月に奥州市シックスクール対策会議を設置し、翌平成23年3月に「空気汚染対策指針」と「シックスクール対策マニュアル」を策定して対応してきた経過があります。

胆沢第一小学校におけるシックスクール問題は、児童への健康被害が生じ、市の対応について議会でも取り上げられました。

このため、「指針」及び「マニュアル」は、市独自の厳格なルールにより策定され、マニュアルの中で**揮発性有機化合物（VOC）指針値**及び**総揮発性有機化合物（TVOC）暫定目標値**の双方をクリアすることが施設使用開始の絶対条件としてきた経過があります。

国においては、令和6年8月19日の厚生労働省のシックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会で「室内空気中化学物質の測定マニュアル」の再構成案が示された後、令和7年1月17日に「室内空気中化学物質の測定マニュアル（統合版）」が策定され、いまままで複数の通知で示してきた標準的測定方法を一つに統合するとともに、記載整備等の改定が行われました。

以上のことから、本市の「公共建築物室内空気汚染対策指針」及び「シックスクール対策マニュアル」を国の見直しに基づき指針値等を改定するとともに、現行の総揮発性有機化合物（TVOC）測定の取扱いの見直しやVOC検査等の分担の明確化を行うものであります。

また、併せてシックスクール対策マニュアルの統一等も併せて行います。

2 見直しの内容

(1) 国のマニュアルとの整合

令和7年1月17日に「室内空気中化学物質の測定マニュアル（統合版）」が策定され、標準的測定方法が示されるとともに、揮発性有機化合物（VOC）の室内濃度指針値が見直されたことから、平成23年策定の指針及びマニュアルの内容見直しを行うもの。

〔見直し対象〕

- 奥州市公共建築物室内空気汚染対策指針
- 奥州市立学校等におけるシックスクール対策マニュアル
- 奥州市立幼稚園保育所等におけるシックスクール対策マニュアル

(2) 総揮発性有機化合物（TVOC）測定の取扱いの見直し

現行指針では、国で定める暫定目標値（ $400\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過した場合、発生原因の究明や汚染化学物質の発生を低減するための措置を講じ、再測定において暫定目標値以下であることを確認後に施設の使用開始となっています。

しかしながら、国で示す暫定目標値はあくまで室内空気質の状態の目安として利用されるものとされており、「TVOCという数字だけが独り歩きして、暫定目標値を超えたからといって単純に使用禁止するのはおかしい。中身（検出物質）がヒトに害を与えないと分かった状態で管理者が適正に使用すればいい。」という専門家からの助言もありました。

このため、TVOC検査において、暫定目標値（ $400\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過した場合であっても、その検出物質の種類と検出量について、ヒトに害を及ぼす物質であるか測定業者（専門家）へ確認した上で、害のない物質若しくは検出量であればその旨を測定業者（専門家）から書面により報告を受けた後に使用開始する判定過程を加えます。

(3) VOC検査等の分担を明確化

〔完 成 時〕**施工者**

- ①揮発性有機化合物(VOC)の測定を行う。
- ②VOC室内濃度が指針値以内である⇒ 施設引渡しへ
- ③VOC室内濃度が指針値を超過した場合
発生原因の究明や汚染物質の発生を低減させるための適切な措置を講じる。再検査で指針値以内⇒ 施設引渡しへ

〔使用開始前〕**事業担当部局**

- ①施設の引渡しを受けた後、速やかに揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）の室内濃度を測定する。
- ②備品搬入後、揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）の室内濃度を再測定する。
- ③VOC室内濃度の値が指針値以内かつ TVOC の値が暫定目標値以内 ⇒ 施設使用開始
- ④VOC・TVOC室内濃度の値が指針値・暫定目標値を超過した場合
適切な措置の対策後、再測定によりVOC及び TVOCの室内濃度が指針値及び暫定目標値以内であることを確認した場合 ⇒ 施設使用開始
- ⑤TVOC室内濃度の値が暫定目標値を超過した場合であっても、検出物質の種類と検出量がヒトに害を及ぼすものではないことが確認できた場合（VOC室内濃度は指針値以内） ⇒ 施設使用開始

(4)シックスクール対策マニュアルの統一

- ①奥州市立学校等におけるシックスクール対策マニュアル
- ②奥州市立幼稚園保育所等におけるシックスクール対策マニュアル



●奥州市教育・保育施設等シックスクール対策マニュアル

3 VOCとTVOCの違い

(1) 揮発性有機化合物（VOC）

Volatile Organic Compounds の略。建材、接着剤、家具、ヘアスプレー、防虫剤などの成分として住まいの空気中に含まれている揮発性の化学物質です。揮発性有機化合物（VOC）のうち厚生労働省において、実態調査・その後の知見等を基に、室内濃度**指針値**を定めています。

(2) 総揮発性有機化合物（TVOC）

Total Volatile Organic Compounds の略。複数の VOC の混合物の濃度レベルであり、VOC の指針値が科学的・毒性学的知見に基づき定められた健康指針値であるのに対し、TVOC の**暫定目標値**は室内 VOC 実態調査の結果から合理的に達成可能な限り低い範囲で決定した値であり、毒性学的知見から決定したものではないことから、室内空気質の汚れの目安として利用されるなど個別の指針値と別に取り扱わなければならないものとされています。

この**暫定目標値**は、竣工後居住を開始してある程度経過した状態における目安であって、竣工後しばらくの間は暫定目標値を超える場合も予測されるものです。また、TVOC に含まれる物質全てに健康影響が懸念されるわけではないこと、また、その中には日常の居住環境で用いられる発生源に由来する物質が含まれていることに留意すべきとされています。

検査項目	名 称	国の基準値	基準値の性格
VOC	揮発性有機化合物 ※指針値が策定されている物質は、13物質	指針値	健康リスク低減のため、生涯にわたって摂取しても健康影響を受けないであろう水準。 クリアは必須。
TVOC	総揮発性有機化合物	暫定目標値 (400ug/m ³)	健康基準値ではない。 VOC汚染を全体として低減し、快適な室内環境を実現するための「 補完的指標 」「 目安 」として取り扱うもの。

4 現行指針の課題と見直しの必要性

先の説明のとおり、TVOC暫定目標値は「健康基準値」ではなく、国が定めるあくまで「補完的指標」「目安」であるものの、現行マニュアルでの運用上では、無害な物質（例：天然木材の成分）が原因でTVOCが超過した場合であっても、一律に使用禁止となり、非科学的で過剰な対応となる場合もあり、施設利用の機会損失等の可能性も否定できません。

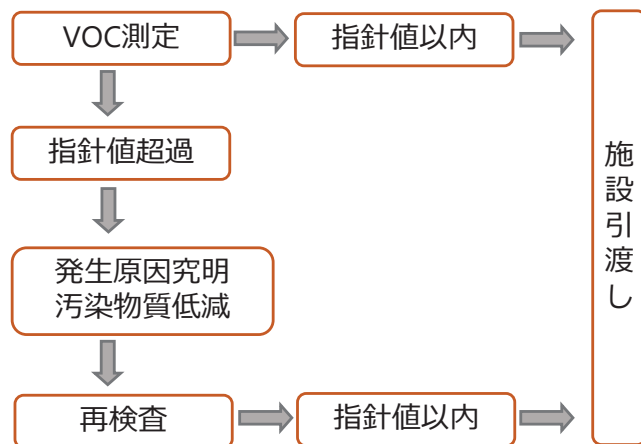
また、当市のようにTVOC暫定目標値超過で施設の使用を禁止している自治体は、調査した限り確認できませんでしたし、多くの自治体では汚染物質が発生した際にTVOC検査を行うこととしている例が多く、当市の現行指針が他市と比較して極めて厳格なものであったと言えます。

今後も奥州市で独自に行っているTVOC検査は引き続き行いつつ、そこに測定業者（専門家）による検出物質の精査プロセスを加えることで、安全でより実態に合った対応が可能になるものと考えております。

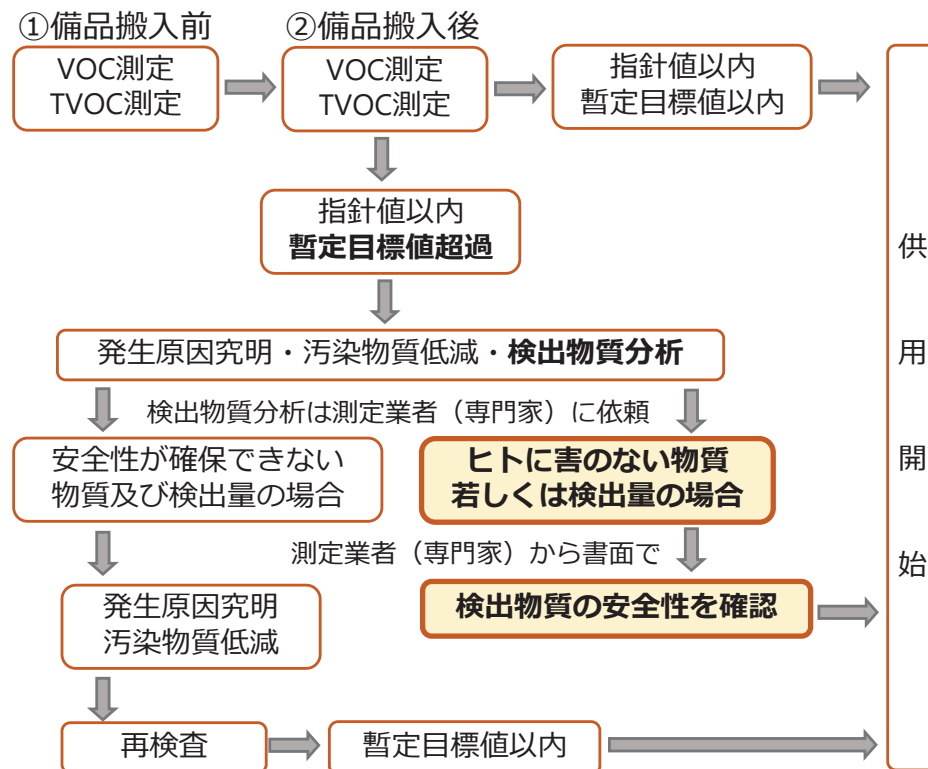
5 VOC・TVOC検査の見直しについて

今回の見直しで、施工者と事業担当部局の環境測定 の 分担を明確化したうえで、TVOC測定時に測定業者（専門家）による検出物質の精査プロセスを追加することで、これまでの安全性を維持しつつ、施設利用の機会損失や供用開始の遅延等を抑止することが出来るものと考えております。

(1) 施工者 ※完成時



(2) 事業担当部局 ※施設引渡し後



6 安全性の担保と責任体制

今回追加するプロセスは、VOC指針値（健康基準）は厳格に守りながらも、TVOC測定値が超過した場合における現場対応を強化するものです。

測定業者（専門家）の知見や科学的な裏付けを書面で報告をもらった上で、市（施設管理者）が責任をもって使用の可否を判断することとなります。

健康リスクのない施設を速やかに利用可能にしつつ、科学的根拠に基づいたより確実な安全管理体制を構築してまいります。

奥州市公共建築物室内空気汚染対策指針

奥 州 市

平成23年 3 月制定
令和 7 年10月改定

目 次

I	基本的な考え方	2
1	背景	
2	目的及び対象	
3	位置付け	
4	組織	
II	用 語	3
1	シックハウス症候群	
2	指針値	
3	化学物質過敏症	
4	揮発性有機化合物（VOC）	
5	総揮発性有機化合物（TVOC）	
III	取 組	5
1	設計	
2	施工管理	
3	完成時の検査と使用開始前の対策	
4	備品の選定と管理	
5	使用開始後の管理	
IV	測 定	11
1	完成時及び引渡し後の室内空気的环境測定	
2	備品搬入後の室内空気的环境測定	

I 基本的な考え方

1 背景

いわゆる「シックハウス」が大きな社会問題となり、住宅等の室内で建材等から放散する化学物質を原因とした室内空気汚染等による健康影響に対し関心が高まっている。シックハウス症候群は、その症状の有無や程度に個人差があること、また、個々人の住環境や生活習慣に左右され、特定の人だけが発症するものではなく、誰でも発症する可能性があり、その問題が発生してからでは解決することが非常に難しいといわれている。

厚生労働省では、一生涯にわたって摂取しても健康への有害な影響は受けないであろうと判断される室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）等濃度の指針値を策定し、VOC濃度が指針値内であることを確認することによって、健康被害リスクの低減を図るよう啓発している。また、指針値が決められていない有害物質による汚染を未然に防ぐ目的から、VOC全体としての空気中濃度の目安を示して個別VOC指針値を補足することが重要と判断され、総揮発性有機化合物（TVOC）の暫定目標値が示されている。

本市においては、小学校校舎大規模改造工事に関わる健康被害が発生し、関係機関による情報交換や対策組織等を設置して、その対応を協議してきた。

これらを踏まえて、「奥州市公共建築物室内空気汚染対策指針」を策定し、シックハウスを未然に防止するとともに、シックハウスの“症状の訴え”やにおい等の“苦情”が発生した場合の対応を盛り込むこととした。

2 目的及び対象

市有の公共建築物の建設及び管理に当たって留意すべき事項を指針として定め、施設管理者及び関係部局の適切な対応により、室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）等濃度を低減させ、市民が快適で安心して利用できる施設を確保することを目的とする。

また、対象となる公共建築物は、市民が定常的に長時間活動並びに滞在する居室を有する施設とする。ただし、市長が特に指示するものを加えることができる。

3 位置付け

本指針は、市有の公共建築物の室内空気汚染低減対策に取り組むための基本的な方針として作成したものであり、取り組む内容については、本指針及び本指針に関連するマニュアルに定める。

4 組織

本指針の目的を推進するために、市長は奥州市シックスクール対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置する。

(1) 対策会議の設置要綱は、別に定める。

(2) 対策会議は、次のことを行う。

① 施設管理者及び関係部局への指導・助言や情報交換

② 本指針やマニュアル等の見直しの調整、揮発性有機化合物（VOC）低減対策の推進

Ⅱ 用 語

1 シックハウス症候群

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用等を起因として、新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染等により、居住者が様々な体調不良を生じている状態が数多く報告されている。症状が多様であり、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分が多く、また様々な複合要因が考えられることから、シックハウス症候群と呼ばれる。

2 指針値

現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値を算出したもの。今後集積される新たな知見や、それらに基づく国際的な評価作業の進捗に伴い、将来必要があれば変更され得るものである。指針値の適用範囲については、特殊な発生源がない限り全ての室内空間が対象となる。

3 化学物質過敏症

最初に多量の化学物質に暴露されて一旦過敏状態になると、その後極めて微量の同系統の化学物質に対しても過敏症状をきたすことがあり、化学物質過敏症と呼ばれている。化学物質との因果関係や発生機序については未解明な部分が多く、今後の研究の進展が期待されている。

4 揮発性有機化合物（VOC）

Volatile Organic Compounds の略。建材、接着剤、家具、ヘアスプレー、防虫剤などの成分として住まいの空気中に含まれている揮発性の化学物質。揮発性有機化合物（VOC）のうち厚生労働省において、実態調査・その後の知見等を基に、室内濃度指針値を定めている。（次頁「室内空気中化学物質の濃度指針値等（厚生労働省）」参照のこと）

5 総揮発性有機化合物（TVOC）

Total Volatile Organic Compounds の略。複数の揮発性有機化合物（VOC）の混合物の濃度レベルであり、揮発性有機化合物（VOC）の指針値が科学的・毒性学的知見に基づき定められた健康指針値であるのに対し、総揮発性有機化合物（TVOC）の暫定目標値は室内 VOC 実態調査の結果から合理的に達成可能な限り低い範囲で決定した値であり、毒性学的知見から決定したものではないことから、室内空気質の汚れの目安として利用されるなど個別の指針値と別に取り扱わなければならないものである。

この暫定目標値は、竣工後居住を開始してある程度経過した状態における目安であって、竣工後しばらくの間は暫定目標値を超える場合も予測される。また、TVOC に含まれる物質全てに健康影響が懸念されるわけではないこと、また、その中には日常の居住環境で用いられる発生源に由来する物質が含まれていることに留意すべきとされている。

WHOによる室内空気汚染源の可能性のある有機化合物の分類

(WHO, Indoor air quality : Organic pollutants, EURO Reports and Studies 111, 1987)

分類	略記	沸点
超揮発性有機化合物 Very Volatile Organic Compounds	V V O C	<0~50-100℃
揮発性有機化合物 Volatile Organic Compounds	V O C	50-100~240-260℃
半揮発性有機化合物 Semivolatile Organic Compounds	S V O C	240-260~380-400℃
粒子状物質 Particulate Organic Matter	P O M	>380℃

室内空气中化学物質の濃度指針値等（厚生労働省）

化学物質名	室内濃度指針	人体への影響例	主な用途
1 ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	不快感、流涙、目・鼻への刺激等	合板の接着剤、防腐剤など
2 アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	目・鼻・喉への刺激等	接着剤、防腐剤、タバコ煙など
3 トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	頭痛、脱力感等	接着剤、塗料などの溶剤
4 キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	頭痛、疲労感等	接着剤、塗料などの溶剤
5 エチルベンゼン	370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.085ppm)	喉・目への刺激等	接着剤、塗料などの溶剤
6 スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	眠気、脱力感等	断熱材、畳芯材などの原料
7 パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	目・鼻の痛み等	衣類用防虫剤
8 テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	高濃度で麻酔作用等	灯油、塗料溶剤など
9 クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb) 小児の場合 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)	頭痛、めまい、吐き気等	有機リン系殺虫剤
10 フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)	頭痛、めまい、吐き気等	カーバメート系殺虫剤
11 ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)	頭痛、めまい、吐き気等	有機リン系殺虫剤
12 フタル酸ジ-n-ブチル	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5ppb)	喉・目への刺激等	可塑剤(塗料、顔料、接着剤)
13 フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3ppb)	長期接触で皮膚炎等	可塑剤(塩化ビニール製品全般)
総揮発性有機化合物 (TVOC)	[暫定目標値] 400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		

上記物質のうち

文部科学省「学校環境衛生基準」による測定対象化学物質は、1、3～7

国土交通省営繕部通知による測定対象化学物質は、1～6

Ⅲ 取 組

1 設 計



(1) 計画

事業担当部局は、事業計画に当たり必要に応じて対策会議を開催し、室内空気質等に関する必要な情報交換や工期、代替施設の確保、揮発性有機化合物（VOC）等の測定時期や場所、備品・家具・カーテン・調度品等の取り扱い等について検討する。

(2) 設計

工事担当部局は、次のことに配慮し、設計する。

① 使用する建築材料等の選定

使用する建築材料等については、次のとおり揮発性有機化合物（VOC）等の放散量ができるだけ少ないものを選定する。

ア ホルムアルデヒドを放散する建材、壁紙、塗料及び接着剤等については、日本農林規格（JAS）、日本工業規格（JIS）又は国土交通大臣認定で定めるF☆☆☆☆（エフフォースター）¹⁾若しくは同等以上のものを選定する。

イ トルエンやキシレン等の揮発性有機化合物（VOC）については、VOC 適合基準²⁾や業界自主登録表示、材料の成分表、化学物質等安全データシート（MSDS）等が確認できるものを選定するように努める。

ウ 木材保存剤（木材の防腐・防蟻処理）は非有機リン系とする。クロルピリホス及びクレオソート油は使用しないものとする。

エ 家具等に用いる合板類についても、ア～ウと同様とする。

1) ホルムアルデヒドを放散する建材の放散量の等級を星の数で表している。「F☆☆☆☆」と表示されたものが放散量のもっとも少ない建材であるが、対象のVOCはホルムアルデヒドのみである。

2) 「建材からのVOC放散速度基準」のことで、(財)建材試験センターが主催する「建材からのVOC放散速度基準化研究会」がトルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの放散速度基準値を平成20年4月1日に制定したもの。建材等の業界団体も表示ガイドラインを定めるなど、取組みが行われている。

② 換気設備

ア 揮発性有機化合物（VOC）等を発散する建材の使用制限を行った場合であっても、低ホルムアルデヒド発散建材や家具からの揮発性有機化合物（VOC）等の発散があるため、施設の新築や増改築、改修時には居室に常時運転機械換気設備を設置する。

イ スイッチは容易に停止できない構造であるものや常時運転を促す表示が付いたものとする。

ウ 常時運転することにより、温冷感や騒音による不快感を与えることのないよう適正な換気風量を設定する。

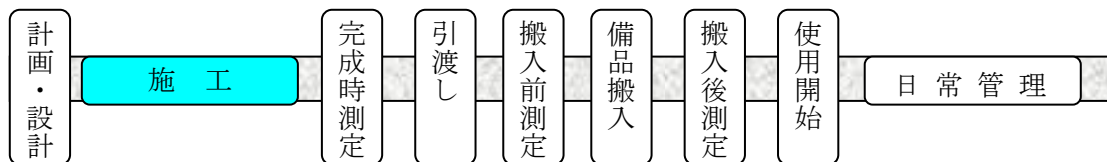
エ 給排気の経路を確保し、換気経路が一体となる場合には、その面積も含めて有効な換気風量を確保する。

オ ホルムアルデヒド以外の揮発性有機化合物（VOC）等を排出するための換気設備については、現時点では法令等による規定はないが、工事施工中の段階から換気による揮発性有機化合物（VOC）等の放散促進が有効な手段であることから、上記の建築基準法で規定するホルムアルデヒド対策用換気設備のほか、別途にあるいは兼用（可変風量式）して設ける居室用換気設備や燃焼ガス排出用換気設備を組み合わせ活用し、揮発性有機化合物（VOC）等の発生状況に十分に対応できる換気風量の確保に努める。

③ 工期設定

施設、用途、規模等を考慮しつつ、完成から引渡しまでの間、揮発性有機化合物（VOC）等の基準値を確保するための十分な養生期間を含む適正な工期を確保する。

2 施工管理



工事担当部局は、以下のことを施工者が遵守するよう指導・監督を行う。

(1) 施工全般

- ① 施工中は、通風、換気（機械換気等を含む。）等を行い、揮発性有機化合物（VOC）等の放散を促進するとともに、各々の工種ごとに発生した揮発性有機化合物（VOC）等が他の工事の製品や建築材料に吸着しないよう、養生方法、施工手順、換気方法等に十分留意する。
- ② 施工者は、施工中に揮発性有機化合物（VOC）の発生が見込まれるときは、その状況を事業担当部局に報告し、養生方法、施工手順、換気方法等の有効性を確認するとともに、発生原因の究明や汚染物質の発生を低減させるための適切な措置を講じる。

(2) 建築材料

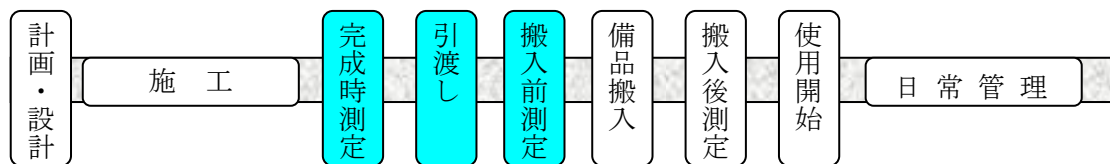
- ① 内装仕上げに使用する建築材料は、揮発性有機化合物（VOC）等の含有量がより少ないものを選定するよう努める。その際、材料の成分表、化学物質等安全データシート（MSDS）等により揮発性有機化合物（VOC）等の含有量を確認する。

- ② クロルピリホス及びクレオソート油を使用していないことを確認する。

(3) 加工

- ① 木材の防腐・防蟻処理を行う場合は、工場における加圧処理を原則とし、十分に乾燥を行う。やむを得ず現場において加工する必要がある場合は、加工した箇所に現場で木材保存剤（クロルピリホス及びクレオソート油を除く。非有機リン系に限る。）を塗布することができるが、十分に乾燥を行う。
- ② 塗装工事は、可能な部位については工場等において行い、現場塗装を極力少なくする。
- ③ 木製作収納家具等（ユニット製品）及び流し台・実験台等の配管取付工事を要する備品は、工事現場搬入前に、揮発性有機化合物（VOC）等を十分に放散させたことを確認する。また、施工中から施工完了までの間は、当該家具等の扉、引出し等を開放し、通風、換気等を十分に行い、揮発性有機化合物（VOC）等の放散を十分に促進する。

3 完成時の検査と使用開始前の対策



施工者及び事業担当部局は、引渡し前若しくは使用開始前に次の対策を行う。

(1) 施工者の対策

施工者は、施工完了後から工事目的物の引渡し時までの間に次のことを行う。

① 揮発性有機化合物（VOC）の測定

施工完了時には、「IV-1-(3)検査項目及び指針値等」に定める揮発性有機化合物（VOC）を測定し、室内空気中の濃度が指針値以下であることを書面により工事担当部局へ報告する。

② 指針値超過時の対応

ア 上記の測定の結果、揮発性有機化合物（VOC）の室内空気中の濃度が指針値を超過した場合は、発生原因の究明や汚染物質の発生を低減させるための適切な措置を講じる。

イ 通風、換気（機械換気等を含む。）等を行い、揮発性有機化合物（VOC）の放散を促進させる。

ウ 適切な措置の対策後、再測定により揮発性有機化合物（VOC）が指針値以下であることを確認するとともに、対応経過について事業担当部局へ報告する。

エ 完成検査時には、検査項目がすべて指針値以下であることを確認してから工事目的物の引渡しを行う。

(2) 事業担当部局の対策

事業担当部局は、工事目的物の引渡しを受けた後、使用開始時までには次の対策を行う。

① 揮発性有機化合物（VOC）等の低減

工事目的物の引渡し後から使用開始までの期間、換気を励行し、揮発性有機化合物（VOC）等の放散を促進し、室内濃度を低減させるための措置を講じる。

② 揮発性有機化合物（VOC）等の測定

ア 工事目的物の引渡しを受けた後は、速やかに「IV-1-(3) 検査項目及び指針値等」に定める揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）について測定する。

イ 工事目的物の引渡し後に物品を搬入する予定のある居室については、測定物質の室内濃度測定値が備品によるものかを判別できるよう、備品の搬入前と搬入後において測定する。

ウ 測定結果については、測定業者から書面により報告を受ける。

エ 測定の結果、揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）の値が指針値若しくは暫定目標値を超過していないことを確認できた場合は、使用開始することができる。ただし、指針値若しくは暫定目標値を超過していない場合であっても、換気等により室内濃度を低減させるための措置を講じる。

③ 指針値又は暫定目標値超過時の対応

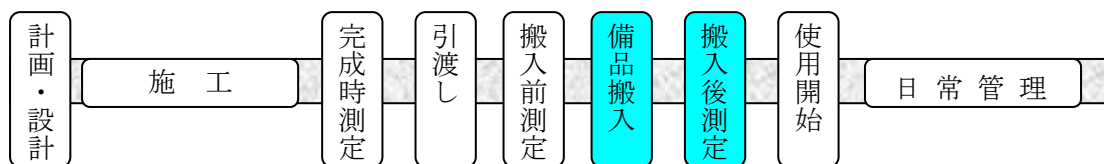
ア 揮発性有機化合物（VOC）が指針値を超過した場合は、発生原因の究明やベークアウト等を実施するなど室内濃度を低減させるための措置を講じる。

イ 適切な措置の対策後、再測定により揮発性有機化合物（VOC）が指針値以下であることを確認した後、使用開始することができる。

ウ 総揮発性有機化合物（TVOC）が暫定目標値を超過した場合は、その構成物質の種類と検出量について、ヒトに害を及ぼす物質であるか測定業者へ確認をした上で、害のない物質若しくは検出量であればその旨を測定業者から書面により報告を受けた後、使用開始することができる。安全性を確認できない物質及び検出量の場合は、発生原因の究明やベークアウト等を実施するなど室内濃度を低減させるための措置を講じる。

エ 適切な措置の対策後、再測定により総揮発性有機化合物（TVOC）を構成する物質の種類と検出量がヒトに害を及ぼす恐れがなくなった場合は、測定業者からその旨の報告を書面で受領した後、使用開始することができる。

4 備品の選定と管理



施設管理者は、備品の選定、受け入れ及び測定について次の対策を行う。

(1) 備品等の選定

- ① 備品等の選定時には、揮発性有機化合物（VOC）等の放散量の確認に努め、室内空気を汚染する化学物質が発生しない、又は少ない材料の採用について配慮する。
- ② グリーン購入対象品目となっている机、イスなどの主要材料が木質の大型備品等は、可能な限りその指定基準に適合するものの中から選定する。
- ③ その他の大型備品の選定時には、出荷証明書や試験成績書の提出を求める等により、JAS規格又はJIS規格でF☆☆☆☆の材料を使用していることを可能な限り確認する。
- ④ 備品等は、製品として完成後、乾燥、放散等を十分に行ってから納品するよう、納入者に指示する。

※建築工事の完成検査前に搬入する木製造作収納家具等（ユニット製品）及び流し台・実験台等の配管取付工事を要する備品については、「2 施工管理」及び「3 完成時の検査と使用開始前の対策」による。

(2) 揮発性有機化合物（VOC）等の測定

備品搬入後に、「Ⅳ-1-(3) 検査項目及び指針値等」に定める揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）について測定する。

(3) 指針値又は暫定目標値超過時の対応

指針値又は暫定目標値超過時の対応については、「Ⅲ-3-(2)-③ 指針値又は暫定目標値超過時の対応」により対処する。

5 使用開始後の管理



施設管理者は、必要に応じて次の対策等を行う。

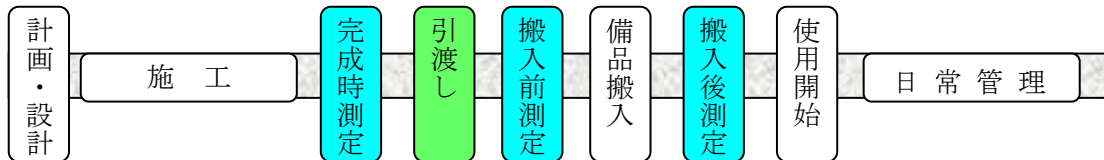
(1) 情報提供及び日常対策

- ① 室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）等の環境測定を行った結果等の情報を施設利用者に適切に提供する。
- ② 日常は24時間換気等により適正な換気量が確保されていることを確認するなど、揮発性有機化合物（VOC）等の放散を促進する。自然換気の場合には、通風を考慮した窓開け換気を適宜行う。
- ③ 殺虫剤、床ワックス、トイレの芳香・消臭剤等の薬剤や日用品を使用する際は、シックハウス症候群の原因物質を含むものは極力使用しないこととする。特に殺虫剤は、化学物質の放散の少ないもの又は少ない薬剤を必要最小限の使用量で作業を行い、作業中及び作業後は、十分な換気を行うこととする。また、ワックスがけは、最小限の回数とし、塗布する量も最小限にとどめるとともに塗布後の揮発性有機化合物（VOC）の放散量が少ないものを使用し、作業中及び作業後は、十分な換気を行うこととする。
- ④ 職員に対し、シックハウス症候群に関する情報を広く提供するとともに意識啓発を行う。

(2) シックハウスの症状等発生時の対応

- ① シックハウスが疑われる症状の訴えがあった場合は、医療機関の受診を勧めるとともに、発生状況を踏まえて施設使用の休止を検討する。併せて、揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）の測定を行い、室内空気環境状況の把握と発生原因の究明に努める。原因究明後、問題となった化学物質の発生を低減させるための対策を行い、状況の改善を確認してから施設の使用を再開する。施設の使用を休止できない場合にあっては、施設利用者へ注意喚起を行うとともに、換気を十分行いながら使用することとし、併せて、発生原因の究明と問題となった化学物質の発生を低減させるための対策を行う。
- ② におい等の苦情が発生した場合は、訴えの内容を確認するとともに、積極的に換気を行い、におい等の低減に努める。状況が改善されない場合は、必要に応じて施設の使用を休止し、室内環境の状況を踏まえて揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）を測定するなど発生原因の究明を行う。原因究明後、問題となった化学物質の発生を低減させるための対策を行い、状況の改善を確認してから施設の使用を再開する。

Ⅳ 測 定



1 完成時及び引渡し後の室内空気的环境測定

施工完了時及び工事目的物の引渡し後に行う室内空気的环境測定方法は、以下のとおりとする。

(1) 検査実施者

室内空気的环境測定は、施工完了時は施工業者が、工事目的物の引渡し後は事業担当部局が行う。

(2) 検体の採取及び分析方法

- ① 検体の採取方法は、厚生労働省が示す「室内空气中化学物質の測定マニュアル（統合版）」に準拠する。
- ② 検体の採取場所は、換気状況、在室時間、使用頻度等を考慮して、必要と認める居室とする¹⁾。また、各用途種別の居室内において、日照が多いことやその他の理由から、測定対象となる揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度が相対的に高いと見込まれる場所を選定する。
- ③ 検体の採取及び分析は、測定業者に行わせる。なお、分析に関しては、測定業者が検査機関へ依頼しても構わない。

¹⁾ 採取場所は、下記「2 備品搬入後の室内空気的环境測定」において工事目的物の引渡し後の測定との対比の必要性を考慮して、備品搬入が予定される居室を検体採取場所を選定する。

(3) 検査項目及び指針値等

測定を行う化学物質は、厚生労働省が指針値を定めた揮発性有機化合物（VOC）等13物質のうち、次の①に掲げる8物質とする。ただし、対策会議において特に必要があると認められる場合には、②に掲げる5物質についても測定を行う。なお、工事目的物の引渡し以降においては③についても測定を行う。

① 測定物質及び指針値

測定物質名	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

トルエン	2 6 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
キシレン	2 0 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
エチルベンゼン	3 7 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
スチレン	2 2 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
パラジクロロベンゼン	2 4 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
テトラデカン	3 3 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

② 特に必要と認められた場合に行う測定物質及び指針値

測定物質名	室内濃度指針値
クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (小児は0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
フェノブカルブ	3 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
ダイアジノン	0. 2 9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
フタル酸ジ-n-ブチル	1 7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	1 0 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

③ 引渡し以降に行う測定物質及び暫定目標値

測定物質名	室内濃度暫定目標値
総揮発性有機化合物 (TVOC)	4 0 0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

(4) 検査報告書受領後の対応

- ① 検査実施者は、上記検査の報告書を測定業者に作成させ、測定及び分析の結果を書面により受領し、測定値及び分析結果の確認を行い、必要な対策を講じる。
- ② 測定値が(3)の指針値等を超過した場合は、「Ⅲ-3-(1)-② 指針値超過時の対応」若しくは「Ⅲ-3-(2)-③指針値又は暫定目標値超過時の対応」により対策を講じる。
- ③ 測定値が(3)の指針値以下の場合であっても、工事目的物の引渡し若しくは使用開始までの間、揮発性有機化合物 (VOC) の放散を行うなどの対策を講じる。

2 備品搬入後の室内空気的环境測定

備品搬入後に行う室内空気的环境測定方法は、以下のとおりとする。

(1) 検査実施者

室内空気的环境測定は、事業担当部局が測定業者に依頼する。

(2) 検体の採取及び分析方法

- ① 検体の採取及び分析方法については、「Ⅳ-1-(2) 検体の採取及び分析方法」に準じる。
- ② 検体の採取に当たっては、事業担当部局の担当者が立会う。

- ③ 検体の採取場所は、原則として上記「Ⅳ-1-(2) 検体の採取及び分析方法」に定める検体採取場所と同一場所とする。また、検体採取位置についても同様とする。
- (3) 検査項目及び指針値等
「Ⅳ-1-(3) 検査項目及び指針値等」に準じる。
- (4) 検査報告書受領後の対応
「Ⅳ-1-(4) 検査報告書受領後の対応」に準じる。

奥州市立教育・保育施設等における シックスクール対策マニュアル

平成23年3月策定
令和7年10月改定

奥　　州　　市

奥州市教育委員会

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	2
I 教育・保育施設等での通常時における配慮事項	・ ・ ・ ・ ・	3
1 施設的环境		
2 教育・保育活動		
3 児童生徒等の健康管理		
II 工事等の配慮事項	・ ・ ・ ・ ・	7
1 教育・保育施設の新築・増改築・改修		
2 教育・保育施設の修繕		
3 教育・保育施設の使用開始までの対策		
4 教育・保育用備品及び教材等の選定		
III 発症時の配慮事項	・ ・ ・ ・ ・	11
1 教育・保育施設や教室等の変更		
2 児童生徒等の健康状況と健康観察		
3 使用再開に向けた対応		
4 シックスクール症候群等を発症した児童生徒等への対応		
IV 奥州市の責務及び教職員、保育教諭等の意識啓発	・ ・ ・ ・ ・	13
1 奥州市の責務		
2 教職員、保育教諭等の意識啓発		
3 保護者への意識啓発		
V 用語	・ ・ ・ ・ ・	14
1 シックスクール症候群		
2 化学物質過敏症		
3 揮発性有機化合物（VOC）		
4 総揮発性有機化合物（TVOC）		

はじめに

本市では、校舎大規模改造工事施工中に児童が「シックスクール症候群」と診断されたことから、関係機関による情報交換や対策会議を設置してその対応を協議してきた。

これらを踏まえて、シックハウス症候群を未然に防ぐことを目的として「奥州市公共建築物室内空気汚染対策指針」（以下「指針」という。）を定めるとともに、全市立の小中学校、幼稚園、保育所等（以下「教育・保育施設」という。）における室内空気汚染対策を進めるため、このマニュアルを策定することとした。

教育・保育施設は、児童生徒等が日常生活の大半を過ごす場所であることから、良好な生活環境の維持・改善が求められており、教育・保育施設の新築・増改築・修繕はもとより、机・椅子などの備品類、また児童生徒等が使用する教材類、文具類などから放散する化学物質への対応や、児童生徒等の健康管理や極微量な化学物質に過敏に反応してしまう児童生徒等への配慮、また、シックスクール症候群の正確な情報収集・提供が必要となっている。

こうしたことから、児童生徒等が安全で安心できる教育・保育施設での生活を送ることができるよう、これまでの専門家や保護者等からの意見や情報、そして経験等を基に対策マニュアルを策定し、教育・保育施設、保護者、関係機関、奥州市が一体となって取り組んでいこうとするものである。

なお、シックスクール症候群や化学物質過敏症については、医学会において未解明な部分が多いことから、今後も関係省庁の動向等に注視し、新たな情報の収集に努めるとともに、必要に応じて本マニュアルの見直しを行うこととする。

I 教育・保育施設等での通常時における配慮事項

1 施設的环境

(1) 日常における換気

① 普通教室・保育室

ア 外界条件(気温、臭気や排気ガス等の外気の質)にもよるが、日常的に窓を開放し、自然換気を積極的に取り入れる。

イ 給気口がある場合は、できるだけ開放状態にしておく。

ウ 室内ドアを開放して通気経路を確保するよう心がける。

エ 窓を閉め切っている場合は、通気経路を確保しつつ適時に換気設備を使用して換気量を確保する。

オ 換気設備を使用している場合であっても、定時間毎の窓開け換気を励行する。

② 特別教室

ア パソコン室、理科室、音楽室などは、常時使用しないため換気が不十分となっているので、使用開始前に通風を考慮して窓の開放を行う。

イ 授業中も換気に留意するとともに、換気設備が設置されている場合には、常に換気設備を活用して換気を行う。

③ 休日明け

ア 休日明けの教室等は、換気が不十分となっているので、使用開始前に通風を考慮して窓の開放を行うなど十分な換気を行う。

イ 長期休業中も可能な限り換気に努めるとともに、長期休業明けは全部屋の十分な換気を行う。

④ 保健室等

ア アレルギー体質や体調が悪い児童生徒等が入室することを考慮して、備蓄薬品類の保管に留意し、必要に応じて通風を考慮して窓の開放を行うなど十分な換気を行う。

イ 布団類は、よく乾燥させるなど消毒やダニ対策を講じて、ダニアレルギーの予防に努める。

⑤ その他

ア 機械換気用フィルターがある場合は、こまめに掃除を行い、決められた使用期間に従って交換する。

イ 空気清浄機の設置がある場合は、運転状況を常に確認する。

(2) 床ワックス、殺虫剤、芳香剤等の使用

① 床のワックス掛けは必要に応じ、長期休業中等に行うものとし、使用するまでの間に十分な換気を行う。ワックスはできる限りノンホルム・ノントルエンなどの素材のものを使用する。

② 芳香剤・消臭剤は、揮発性有機化合物（VOC）が含まれていることが多いことから、なるべく使用しないことが望ましいが、これらを使用する際には通風や換気等を行う。

- ③ 殺虫剤等は、クロピリホス又はダイアジノンを含むものは使用しない。害虫等が発生した場合は、発生源の除去等を検討し、殺虫剤等の使用を可能な限り避ける。

(3) 家具・備品等の選定・搬入

- ① 新たに家具・備品等を購入する場合は、可能な限り当該品の化学物質等安全データシート（MSDS）等の提出を求め、室内空気を汚染する化学物質が発生しない、又は少ない材料等が使用されていることを確認する。
- ② グリーン購入対象品目となっている机、イスなどの主要材料が木質の大型備品等は、可能な限りその指定基準に適合するものの中から選定する。
- ③ その他の大型備品の選定時には、出荷証明書や試験成績書の提出を求める等により、JAS規格又はJIS規格でF☆☆☆☆の材料を使用していることを可能な限り確認する。
- ④ 家具・備品等は、施設への搬入前に一定の期間を設けて揮発性有機化合物（VOC）の放散を行ってから搬入する。

(4) 壁、床等の修理

- ① 教育・保育施設での軽微な修理及び教育・保育施設職員等が行う小規模な塗装等については、ホルムアルデヒドやトルエン等の揮発性有機化合物（VOC）を含む塗料や接着剤等は原則使用しない。
- ② 安全上及び施設運営上、特に支障がなければ長期休業中等に実施する。

(5) 環境衛生検査

① 定期環境衛生検査

- ア 文部科学省が定める学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）（以下、「環境衛生基準」という。）に基づき、必要に応じて毎学年1回定期に実施する。
- イ 検体の採取方法及び採取場所については、厚生労働省が示す室内空気中化学物質の測定マニュアル（統合版）（以下、「測定マニュアル」という。）に準拠する。
- ウ 測定の時期は、夏期の休業中又は土・日での実施を原則とする。
- エ 基準値を超えた場合は、その発生原因を究明し、換気を励行するとともに汚染物質の発生を低くする等適切な措置を講じる。

② 臨時環境衛生検査

- ア 家具・備品等は、新品、既存使用品に関わらず、揮発性有機化合物（VOC）を放散しているおそれがあることから、それらの物品を搬入した後は、測定マニュアルに示す測定方法により環境測定を行い、指針値以下であることを確認する。
- イ 新築・増改築・改修等を行った際には、測定マニュアルに示す測定方法により環境測定を行い、環境衛生基準に示す揮発性有機化合物（VOC）の濃度が指針値以下であることを確認した上で引渡しを受けるものとする。

- ウ 引渡しを受けてから使用開始するにあたって、施設管理部局は「指針」に示す揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）の濃度測定を行う。
- エ 揮発性有機化合物（VOC）が指針値を超過した場合は、発生原因の究明やベークアウト等を実施するなど室内濃度を低減させるための措置を講じる。
- オ 適切な措置の対策後、再測定により揮発性有機化合物（VOC）が指針値以下であることを確認した後、使用開始することができる。
- カ 総揮発性有機化合物（TVOC）が暫定目標値を超過した場合は、その構成物質の種類と検出量について、ヒトに害を及ぼす物質であるか測定（検査）業者へ確認をした上で、害のない物質若しくは検出量であればその旨を測定（検査）業者から書面により報告を受けた後、使用開始することができる。安全性を確認できない物質及び検出量の場合は、発生原因の究明やベークアウト等を実施するなど室内濃度を低減させるための措置を講じる。
- キ 適切な措置の対策後、再測定により総揮発性有機化合物（TVOC）を構成する物質の種類と検出量がヒトに害を及ぼす恐れがなくなった場合は、測定（検査）業者からその旨の報告を書面で受領した後、使用開始することができる。

2 教育・保育活動

(1) 図画工作（美術）、技術、水泳指導等

- ① 図画工作等の教材や使用材料などは、特に注意を払って選定することとし、購入後は安全な保管に努めるとともに、化学物質の揮発を促すために、換気の良い部屋で一定期間保管後に使用するなどの対応に配慮する。
- ② プールにおける塩素の使用にあたっては、児童生徒等の体調に十分注意する。

(2) 使用教材、教具、教科書等

- ① 教育・保育施設で使用するサインペン・マーカー、工作用の糊や接着剤、教科書等各種印刷物のにおいて具合が悪くなる場合があるので、児童生徒等の健康管理に十分注意する。
- ② 教材の選定にあたっては、ノンホルム、ノントルエン、ノンキシレンタイプなど、有害化学物質を含まないものの選定に配慮する。
- ③ 溶剤等を含む文具、教材等を使用する際には、窓を開けるなど換気に十分配慮する。

3 児童生徒等の健康管理

(1) 学校医等による定期健康診断及び健康相談

- ① 定期健康診断時に、シックスクール症候群として現れやすいと言われている眼、鼻、喉等の十分な観察・診察を行うなど、児童生徒等の健康管理に努める。

- ② 必要に応じて教育・保育施設及び施設管理部局は、学校医等と連絡を取り健康相談日を設定する。

(2) 専門医による健康診断及び健康相談

体調不良の状態が緩和、消失しない場合は、児童生徒等の保護者に、専門医への相談や受診を勧める。

(3) クラス担任、養護教諭等の観察・相談・記録

- ① クラス担任は、児童生徒等一人一人の健康状態を観察・把握し、体調に異常があったときは、保健室の養護教諭や上司に連絡する。
- ② 養護教諭等は、就学時健診や定期健康診断の結果等を有効活用し、児童生徒等の既往歴、アレルギー症状や健康状態について把握しておく。
- ③ 児童生徒等から体調不良の訴えがあった場合は、いつ、どこで、どんな症状があったかを確認し、記録する。また、きめ細かく相談に応じることにより、室内空气中化学物質に関する正しい理解を促し、健康に関する不安を解消するなど適切な対応を図る。

(4) 家庭、保護者との連絡、相談

- ① 保健日よりなどによって、定期的・臨時的に行われる環境衛生検査の結果などを、適宜保護者へ情報提供することにより、シックスクール症候群に関する理解を深めてもらう。
- ② シックスクール症候群の発生のおそれがある場合などは、教育・保育施設は保護者への説明を行うとともに、その対応について学校保健委員会や保護者会等と適宜協議する。
- ③ 家庭生活の中においても児童生徒等の健康に留意するよう周知するとともに、参観日・運動会・発表会などの行事では香りの強い香水や化粧品等を控えてもらうなど、保護者に理解と協力を求める。
- ④ 児童生徒等の健康観察は、教育・保育施設での把握には限界があることから、兆候の発現段階でそれを見過ごすことのないように保護者との連携を強化し、体調不良などの兆候や症状が把握された場合は、適切な措置を講じ、健康への影響の拡大を防ぐことが重要である。

Ⅱ 工事等の配慮事項

1 教育・保育施設の新築・増改築・改修

(1) 設計時

- ① 使用する建築材料等については、次のとおり揮発性有機化合物（VOC）等の放散量ができるだけ少ないものを選定し、教室等には換気設備等を設け、建築基準法又は学校環境衛生基準に基づく換気量を確保し、効率的な通風・換気が行えるよう十分な検討を加えるものとする。

ア ホルムアルデヒドを放散する建材、壁紙、塗料及び接着剤等については、日本農林規格（JAS）、日本工業規格（JIS）又は国土交通大臣認定で定めるF☆☆☆☆（エフフォースター）若しくは同等以上のものを選定する。

イ トルエンやキシレン等の揮発性有機化合物（VOC）については、VOC 適合基準や業界自主登録表示、材料の成分表、化学物質等安全データシート（MSDS）等が確認できるものを選定するように努める。

ウ 木材保存剤（木材の防腐・防蟻処理）は非有機リン系とする。クロルピリホス及びクレオソート油は使用しないものとする。

エ 家具等に用いる合板類についても、ア～ウと同様とする。

- ② 工期については、施設・用途・規模等により異なるが、引渡しまでの通風・換気の期間を確保した設定とする。
- ③ 改修工事等で、教育・保育施設での生活に影響を及ぼすことが予想される工事については、代替施設の確保について検討し、やむを得ない場合は遮蔽措置を講ずることや強制換気を行うこと、あるいは作業時間帯についても配慮した設計仕様とする。
- ④ 児童生徒等の教育・保育施設内での移動動線等について、工事区域や危険区域への立ち入り禁止を含め、あらかじめ検討する。

(2) 施工時

- ① 施設管理部局は、施工者に対し、室内空気汚染についての理解を深める指導を行うとともに、揮発性有機化合物（VOC）等を低減するため、適切な施工材の選定や施工中の通風・養生期間を確保するよう指導する。
- ② 材料規格や室内空気汚染低減のための対策が行われていることを規格証明書、成分表、化学物質等安全データシート（MSDS）等により確認する。
- ③ 施工者は、工事中に発生した揮発性有機化合物（VOC）等が、壁や床に設置した器具等に滞留しないよう処置する。
- ④ 施工者は、工事中に揮発性有機化合物（VOC）の発生が見込まれるときは、その状況を施設管理部局に報告し、養生方法、施工手順、換気方法等の有効性を確認するとともに、発生原因の究明や汚染物質の発生を低減させるための適切な措置を講じる。
- ⑤ 施工者は、児童生徒等の教育・保育施設内での移動動線等を考慮し、工事区域や危険区域への立ち入り禁止措置を講ずる。

(3) 引渡し時

① 揮発性有機化合物（VOC）の測定

施工者は、引渡し前に測定マニュアルに示す方法により揮発性有機化合物（VOC）の濃度測定を行い、環境衛生基準に示す揮発性有機化合物（VOC）の濃度が指針値以下であることを確認し、分析結果の報告書を提出の上、引渡しをする。

② 指針値超過時の対応

ア 上記の分析の結果、揮発性有機化合物（VOC）の室内空気中の濃度が指針値を超過した場合は、発生原因の究明や汚染物質の発生を低減させるための適切な措置を講じる。

イ 通風、換気（機械換気等を含む。）等を行い、揮発性有機化合物（VOC）の放散を促進させる。

ウ 適切な措置の対策後、再測定により揮発性有機化合物（VOC）が指針値以下であることを確認するとともに、対応経過について事業担当部局へ報告する。

エ 完成検査時には、検査項目がすべて指針値以下であることを確認してから工事目的物の引渡しを行う。

(4) 使用開始前の管理

① 揮発性有機化合物（VOC）等の低減

施設管理部局は、工事目的物の引渡し後から使用開始までの期間、換気を励行し、揮発性有機化合物（VOC）等の放散を促進し、室内濃度を低減させるための措置を講じる。

② 揮発性有機化合物（VOC）等の測定実施

引渡しを受けてから使用開始するにあたって、施設管理部局は指針に示す揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）の濃度測定を行う。

③ 検体採取方法

ア 検体の採取方法は、測定マニュアルに準拠する。

イ 検体の採取場所は、換気状況、在室時間、使用頻度などを考慮して、必要と認める居室とする。¹⁾ また、各用途種別の居室内において、日照が多いことやその他の理由から、測定対象となる揮発性有機化合物（VOC）の室内濃度が相対的に高いと見込まれる場所を選定する。

ウ 検体の採取及び分析は、測定業者に行わせる。なお、分析に関しては、測定業者が検査機関へ依頼しても構わない。

¹⁾ 採取場所は、工事目的物の引渡し後の測定との対比の必要性を考慮して、備品搬入が予定される居室を検体採取場所を選定する。

④ 分析方法

検体の分析方法は、測定マニュアルに準拠し、検査機関が実施する。

⑤ 検査報告書受領後の対応

ア 施設管理部局は、上記検査の報告書を測定業者に作成させ、測定及び分析の結果を書面により受領し、測定値及び分析結果の確認を行い、必要な対策を講じる。

イ 上記の分析結果が厚生労働省の指針値若しくは暫定目標値を超過していない場合にあっても、換気等によりVOC室内濃度を低減させるための措置を講じる。

⑥ 指針値又は暫定目標値超過時の対応

ア 揮発性有機化合物（VOC）が指針値を超過した場合は、発生原因の究明やベークアウト等を実施するなど室内濃度を低減させるための措置を講じる。

イ 適切な措置の対策後、再測定により揮発性有機化合物（VOC）が指針値以下であることを確認した後、使用開始することができる。

ウ 総揮発性有機化合物（TVOC）が暫定目標値を超過した場合は、その構成物質の種類と検出量について、ヒトに害を及ぼす物質であるか測定業者へ確認をした上で、害のない物質若しくは検出量であればその旨を測定業者から書面により報告を受けた後、使用開始することができる。安全性を確認できない物質及び検出量の場合は、発生原因の究明やベークアウト等を実施するなど室内濃度を低減させるための措置を講じる。

エ 適切な措置の対策後、再測定により総揮発性有機化合物（TVOC）を構成する物質の種類と検出量がヒトに害を及ぼす恐れがなくなった場合は、測定業者からその旨の報告を書面で受領した後、使用開始することができる。

2 教育・保育施設の修繕

教育・保育施設の修繕においても、使用する建材等の選定は、揮発性有機化合物（VOC）含有量及び放散量が少ないものを使用し、さらに揮発性有機化合物（VOC）の発生のおそれがある場合には室内空気的环境測定を行い、指針値以下となるよう配慮する。

なお、床の張替え、壁の補修などの場合にあっても、可能な限り使用材料の化学物質等安全データシート（MSDS）等を取り寄せ、確認を行いながら、施工中の換気などにも留意しながら実施する。

3 教育・保育施設の使用開始までの対策

新築・増改築・改修及び修繕後の施設の使用開始については、有害な化学物質の測定値が指針値若しくは暫定目標値以下であっても健康への影響が発生しないとは限らないことから、使用するまでは換気の徹底を図り、養生及び乾燥のための期間を十分設定するなど、安全確保に万全を期す。

4 教育・保育用備品及び教材等の選定

新たに机、椅子等の木製品及びコンピュータ等の教育・保育用備品を購入する際は、可能な限り当該品の化学物質等安全データシート（MSDS）等を取り寄せるなど、揮発性有機化合物（VOC）等の放散量ができるだけ少ないものを選定し、備品の搬入後には室内空気的环境測定を実施する。

特に机・椅子については、JIS、JAS及びグリーン購入法に基づく基本方針の中で、材料の合板や繊維板、塗料及び接着剤のホルムアルデヒド放散量について、一定量以下の放散量となるよう規定されていることから、これらの規格に適合するものを選定する。

また、その他の大型備品の選定時には、出荷証明書や試験成績書の提出を求める等により、JAS規格又はJIS規格でF☆☆☆☆の材料を使用していることを可能な限り確認する。

Ⅲ 発症時の配慮事項

1 教育・保育施設や教室等の変更

- (1) シックスクール症候群と思われる症状の発症を確認した場合は、教育・保育施設内に避難する場所を確保する。
- (2) 発生場所が、通常の授業等が行われる普通教室や保育室と特定された場合、体調不良を訴える児童生徒等の多寡によっては、避難場所又は他の教室等への移動を検討する。
 - ① 体調不良を訴えた児童生徒等が少人数の場合は、保健室等又は避難場所で休養し、教室等での教育・保育が困難なときは、避難場所で授業等を行う。
 - ② 多くの児童生徒等が体調不良を訴えた場合は、その教室等の使用を中止し、安全が確保されるまでの間、一時的に他の教室等へ移動する。
 - ③ 症状が比較的重度であって、避難場所での教育・保育も困難な場合、施設管理部署は保護者との協議を行い、自宅での教育・保育への切替え、他の教育・保育施設への転校などにも配慮する。
- (3) 発生場所が教室以外の特定の場所であった場合は、その場所に児童・生徒を近づけない措置を講ずる。

2 児童生徒等の健康状況と健康観察

- (1) 体調不良の児童生徒等が在籍する教育・保育施設へ通う児童生徒等の保護者等に対して健康状況調査などを実施し、体調不良の児童生徒等をより正確に把握する。
- (2) 日常の児童生徒等の健康観察を徹底するため、クラス担任は朝会や帰りの会等において体調不良者の確認に努め、教科担任においても授業時間中の児童生徒等の体調変化に注視する。
- (3) 施設管理者は、クラス担任からの報告等により常に児童生徒等全体の状況を把握するとともに、情報共有のため施設管理部署へ報告する。

3 使用再開に向けた対応

- (1) 発生原因の調査
 - ① 発症の初発時期の確認
 - ② 授業・保育中における揮発性有機化合物（VOC）を含むものの使用の確認（インク・接着剤・フェルトペンなど）
 - ③ 症状を有する児童生徒等の行動範囲の中に推定される物質の確認
 - ④ 教室等の窓を開放した時間帯における当該施設付近での農薬散布、野焼き、塗装工事等の状況確認

⑤ 家庭での環境変化の確認

(2) 環境の改善と確認

- ① 換気設備の終日稼動・日中の窓開放など、教室等の効率的な換気の徹底を図る。
- ② 特定若しくは推定される揮発性有機化合物（VOC）を取り除き、当該教室等での揮発性有機化合物（VOC）の濃度の測定を行う。
- ③ 活性炭入りマスクの配備のほか、揮発性有機化合物（VOC）の濃度の状況により、教室等へ空気清浄機の設置を検討する。
- ④ 日常の環境把握のため、必要に応じて総揮発性有機化合物（TVOC）の濃度を簡易測定器により、モニタリングを行う。
 - ア 測定場所は、換気状況、在室時間、使用頻度などを考慮して、必要と認める居室とする。また、各用途種別の居室内において、日照が多いことやその他の理由から、総揮発性有機化合物（TVOC）の室内濃度が相対的に高いと見込まれる場所において、1ヵ所以上を選定し、部屋の中央付近の少なくとも壁から1m以上離れた高さ1.2～1.5mの位置を測定位置とする。
 - イ 常時換気システムを有している場合は、測定時に稼動させてよい。
 - ウ 対象室内を30分換気後に5時間以上密閉し、その後、拡散方式より8時間以上でモニタリングを行う。必要により、24時間、48時間、72時間、96時間の測定を実施する。
 - エ 上記測定値を補完するため、測定期間内の児童生徒等の生活状況を別紙様式1の生活状況記録シートに記入する。
- ⑤ 状況が改善されず、市の対策会議が測定を必要と判断した場合は、本マニュアルの「Ⅱ-1-(4) 使用開始前の管理」に基づき、総揮発性有機化合物（TVOC）等の濃度測定を行い、発生原因の究明、揮発性有機化合物（VOC）の発生を低減する適切な措置を講ずる。

4 シックスクール症候群等を発症した児童生徒等への対応

- (1) 教育・保育施設側にきめ細かな配慮が求められることから、児童生徒等本人や保護者と十分に協議して、配慮すべき事項を双方で確認する。
- (2) 校長や園長等をはじめ教職員、学校医、施設管理部局が情報を共有し、連携して対応する。
- (3) 避難場所を確保し、空気清浄機や酸素ボンベの配置、活性炭マスクの配備を行う。
- (4) 避難場所での教育・保育又は自宅での教育・保育となった場合のサポート体制を検討する。

Ⅳ 奥州市の責務及び教職員、保育教諭等の意識啓発

1 奥州市の責務

- (1) シックススクールに関する情報収集に努め、調査研究を進めるとともに、各種の会議、研修会、講習会を通じ教育・保育施設関係者に情報を提供する。
- (2) シックススクールに関し問題解決等の必要が発生した場合は、教育・保育施設関係者を加えた検討会議や有識者等による対策会議を設置し、対策について検討を行い、問題解決に向けた速やかな対応を図る。
- (3) 工事担当部局とともに、施工業者に対する指示、監督を行う。

2 教職員、保育教諭等の意識啓発

- (1) 学校保健委員会、職員会議等を通じ、シックススクールに関する教職員等の意識啓発を図る。必要に応じて、教育・保育施設の空気環境対策マニュアルを策定する。(例：資料１)
- (2) 問題等が発生した場合は、施設管理部局と連携を図りながら、所要の対策を講じる。
- (3) 児童生徒等の発達・成長段階に応じた保健指導を行う。

3 保護者への啓発

- (1) 保健だより等を通じて保護者等に情報提供し、シックススクールに対する理解を深めてもらう。
- (2) シックススクール症候群や化学物質過敏症は、全ての人に関わるものであり、発症している児童生徒等だけの問題ではないことから、学校行事へ参加する保護者等に対して、タバコの臭いや香りの強い香水・化粧品等は、児童生徒等や他の保護者の健康に影響を与える可能性があることを周知する。

V 用 語

1 シックスクール症候群

シックビル症候群やシックハウス症候群は、建物の新築・増改築・改修等により移転後数ヵ月以内に、建材・塗料等の施工材及び家具などに由来したホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物（VOC）による室内空気汚染によって、目や気道粘膜の刺激症状や頭痛などの様々な体調不良を起こすもので、当該建築物以外ではその症状は和らぐが、再度、当該建築物に入ると症状が再発する症状をいい、特に学校の新築・増改築等の際に、化学物質により発症するものをシックスクール症候群という。

人体には有害化学物質に適応する能力、すなわち化学物質許容量が備わっているが、それには限界があり、主に新築・増改築が契機となり様々な症状を発症する場合がある。シックスクール症候群は、新築・増改築後数ヵ月以内に、校舎内に入ると頭痛・めまい・臭覚過敏・動悸・微熱・皮膚症状などを発症するのが特徴的であるが、中枢神経・自律神経機能障害に基づく多彩な症状を呈し、学校から離れると軽減する特徴を有している。

児童生徒等は、大人と違って症状をうまく表現することができないため、落ち着きがなくなったり、注意力がなくなったりといった情緒面の変化や、アトピー性皮膚炎や喘息などが悪化するなどの身体的症状が現れる。

なお、シックスクールとは、学校及び学校教育活動の中で、その環境中に存在する微量な化学物質によって、児童生徒等が健康被害を発生、又は既往症を悪化する複合的な健康問題の総称（シックスクール問題）である。

2 化学物質過敏症

化学物質過敏症は、建築用材、内装材、家具、生活用品、教材、文具、床ワックス、殺虫剤などに含まれる特定の化学物質を浴びる（曝露）ことによって、目や鼻、のど、気道の刺激症状や、皮膚炎等のアレルギー症状の悪化、頭痛、筋肉痛、倦怠感、集中力の低下などの全身症状を呈した後、次の機会にはごく微量の同系統、あるいは他種の化学物質を浴びたときに様々な症状を呈するようになることをいう。

急性症状を呈した場合でも、環境改善・整備により化学物質濃度を低下させることで、通常の学校生活が可能になることが多い。

シックスクール症候群やシックハウス症候群は、基準値を超える化学物質による急性症状を指すことが多く、主に経過ないし原因から見た症状であり、化学物質過敏症とは異なる概念である。

いずれにしても重要なのは、シックスクール症候群から、化学物質過敏症にならないようにするため、高濃度化学物質に曝露される時間をできるだけ短くし、児童生徒の状態に気を配り、症状の兆候を見逃さないことである。

症状の兆候や発症が認められた場合には、専門医・保護者との連携を密にし、その児童生徒等に配慮した対応・対策を講じる必要がある。

※国際的な定義

「化学物質過敏症とは、過去にかなり大量の化学物質に一度に接触し、急性中毒症状が発現した後、あるいは有害な微量化学物質に長期にわたり接触した場合、次の機会に非常に少量の同種又は同系統の化学物質に再接触した場合に見られる臨床症状」

3 揮発性有機化合物（VOC）

シックスクール症候群の原因となる化学物質は、現在、身の回りに多く存在し、食品の添加物・生活用品の素材・合成樹脂などに使用されている。特に建築関係で使用される塗料・接着剤などの溶剤・希釈剤や建材の防腐剤・可塑剤などに揮発性有機化合物（VOC）は多く含まれており、厚生労働省において、実態調査やその後の知見等を基に、揮発性有機化合物（VOC）の室内濃度指針値を定めている。

室内濃度指針値は、『ヒトが通常この濃度以下であれば一生涯曝露を受けたとしても、有害な健康上の影響は現れないであろうという値』であるが、化学物質過敏症は、指針値以下であっても何らかの影響が見られる可能性がある。

なお、学校保健安全法第6条第1項の規定に基づく「学校環境衛生基準」（平成21年文部科学省告示第60号）においては、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンの6物質を検査項目として基準を定めている。

4 総揮発性有機化合物（TVOC）

Total Volatile Organic Compoundsの略。複数の揮発性有機化合物（VOC）の混合物の濃度レベルであり、揮発性有機化合物（VOC）の個別指針値が科学的・毒性学的知見に基づき定められた健康指針値であるのに対し、総揮発性有機化合物（TVOC）の暫定目標値は、室内VOC実態調査の結果から合理的に達成可能な限り低い範囲で決定した値であり、毒性学的知見から決定したものでないため、室内空気質の汚れの目安として利用されるなど個別指針値と別に取り扱わなければならないものである。

この暫定目標値は、竣工後居住を開始してある程度経過した状態における目安であって、竣工後しばらくの間は暫定目標値を超える場合も予測される。また、TVOCに含まれる物質全てに健康影響が懸念されるわけではないこと、またその中には日常の居住環境で用いられる発生源に由来する物質が含まれていることに留意すべきとされている。

(様式1)

生 活 状 況 記 録 シ ー ト

施 設 名																								
記 録 場 所																								
記 録 年 月 日	年		月		日 ()		天 気		気 温															
時 刻	7:00		8:00		9:00		10:00		11:00		12:00		13:00		14:00		15:00		16:00		17:00		18:00	
在 室 ☐																								
授 業 内 容																								
使 用 教 材																								
入 口 ☐																								
窓 開 け ☐																								
換 気 扇 ☐																								
カーテン等 ☐																								
空 気 清 浄 機 ☐																								
暖 房 設 備 ☐																								
加 湿 機 ☐																								
掃 除 ☐																								
揮 発 性 物 質 ☐																								
そ の 他 ☐																								
備 考																								
記 入 者	所 属												氏 名											
責 任 者	所 属												氏 名											

空気環境に係る「校内マニュアル」

奥州市立●●●小学校

1 学校全体に関わる対応・予防策

- (1) 24時間換気のスイッチを切らないで、夜間を含め、土日にも換気する。
- (2) 空気清浄機は、24時間スイッチを切らない。
- (3) 当分の間、早朝に副校長（時には校長）が、全教室の窓、2階横廊下の窓を開ける。
- (4) 各学級担任は、「5分休み・業間時間・休み時間・放課後」に、窓あけ換気を行う。
- (5) ストープを使用する場合は、最初に窓を開けて臭いを出してから使用する。
- (6) 学級担任は、日常の健康観察を十分に行う。
（朝の健康観察だけでなく授業中を含めて、きめ細かく児童の観察を行い、帰りの会にも健康観察を行う）
- (7) 校長等も、午前中に各教室を回って児童の様子を観察する。
- (8) トイレ等に芳香剤を（消臭剤も）置かない。
- (9) 手洗い石けんは、臭いのない固形を使用する。
- (10) ワックスがけはしない。

2 「空気環境による異常を訴える子」がいた場合の「事後対応」

- (1) 空気環境が原因で頭痛・めまいや吐き気等の症状の児童がいる場合、学級担任は養護教諭等に連絡し、養護教諭の判断で一時避難場所の「保健室」で休むようにする。その際、養護教諭の判断で「活性炭入りマスク」を着用させる。さらに、教室での学習が難しい場合は、避難所の「旧・ひまわり学級」「ことばの教室の会議室」で学習をさせる（個別指導教員にお願いする）。
- (2) その発生場所が教室等である場合、学級担任は教室等の窓を（上の窓も）開け、換気を十分に行う。
- (3) その日のうちに、症状を訴える子の家庭に、担任が「連絡帳」（電話）で、その状況を説明する。
- (4) 連続して症状を訴える子がいる、又はその原因箇所を指摘する児童が多い場合は、養護教諭は速やかに上司に報告する。
上司は必要な措置を実施し、市教育委員会に連絡して指示を仰ぐ。
- (5) 必要に応じて、学校医や保健所等の専門機関に連絡し、連携・協力を得る。

3 シックスクール症候群と診断された子への対応・予防策

- (1) シックスクール症候群と診断された児童が、学校内で具合が悪くなった場合、速やかに「保健室」に一時避難し、次の措置を行う。
 - ① 「活性炭入りマスク」を着用させ、医師の指示書がある児童には酸素吸入の措置を行う場合もある。
 - ② 教室に戻れない時間が長い場合は、避難場所の「旧・ひまわり学級」又は「ことばの教室の会議室」で個別指導教員が児童の学習の対応をする。状況により家庭訪問指導の場合もある。
※(1)の措置をした際には、速やかに（できるだけ早く）家庭に連絡する（夕方では遅い）。
- (2) どうしても本校舎に入れない児童は、小山中学校に設置した避難場所「少人数教室」又は「生徒集会室」で、個別指導教員の指導で学習する。状況に応じ、家庭訪問指導を行う。
- (3) 学級内でシックスクール症候群についての理解を図り、みんなで支えるようにする。

「俳句の庵」の廃止について

全員協議会資料 令和7年10月20日 協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課

1 経過

「俳句の庵」は、平成3年度に整備してから33年が経過し、近年、施設の利用人数は減少し、市が定める「奥州市社会教育及びスポーツ施設再編計画」（個別施設計画）においては、「指定管理期間の終期をもって廃止を検討する」としています。また、当該施設については、個人所有の土地を借上げて運用しており、その契約の満期が迫っていますが、土地所有者からは、契約を更新せず賃貸借は継続しないという意向が示されています。

2 施設の概要

「俳句の庵」は、前沢タウンプラザの一角に位置し、現在、前沢ふれあいセンターと併せて一般財団法人奥州市文化振興財団が指定管理者として施設の管理・運営を行っています。（施設の詳細については、次のとおり。）

項目	内容
名称(所在地)	俳句の庵（前沢字七日町裏85番地1）
構造(延床面積)	木造平屋建（59.60㎡）
整備年度(取得価格)	平成3年度（9,440千円）
耐用年数	24年 ※令和6年度末で33年経過
付帯施設等	敷地内に屋外トイレを併設
現在の指定管理期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日

3 施設の利用状況

前沢地域では、旧前沢町時代から「梧逸忌全国俳句大会」が行われ、「俳句の庵」は俳句関係の団体などを中心に利用されてきました。しかし、この全国俳句大会は、平成30年12月開催の第29回をもって終了し、施設利用実績（利用人数）も減少傾向にあります。なお、以前当該施設を利用していた前沢俳句会は、現在、前沢ふれあいセンターを利用しています。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	742人	584人	226人	165人	312人	323人	159人
内、俳句関係者	10人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

4 当該施設にかかる土地の状況

「俳句の庵」の土地については、個人所有の土地（3筆）を賃貸借長期契約（平成29年4月1日～令和9年3月31日）により土地を借用しています。（当該土地の所有者は1名のみ。土地の詳細は次のとおり。）

前沢字七日町裏	
地番	面積
83番地	519.04㎡
85番地1	257.88㎡
85番地3	165.00㎡
計	941.92㎡



5 施設廃止・解体までの流れ

「俳句の庵」は、個別施設計画の定めにより、現在の指定管理期間の満期である令和7年度をもって施設を廃止し、土地の賃貸借契約期間の満期である令和8年度末までに施設の解体を進めます。

これまで、土地所有者の意向を確認しつつ、庁内関係部署と調整したうえで、前沢地域会議への説明（2月20日）、利用団体等への説明（5月22日）を行い、施設の廃止について市民の理解を得てきました。

なお、「俳句の庵」を利用してきた団体等については、前沢ふれあいセンター及び前沢地区センターを利用させていただくよう周知していきます。

【今後の予定】

令和7年10月	市議会全員協議会
12月	市議会定例会へ提案
令和8年4月	施設廃止（廃止条例の施行）
～12月	施設取壊し
令和9年3月	所有者への土地返還（賃貸借契約を更新しない）

1 R7.8.20全協以降の経過

R7.8.25 R7年度第3回総合計画審議会

内容:次期総合計画策定の方向性等について
(進捗状況の報告、寄せられた意見の共有、アンケートの実施について)

9.19 R7年度第2回総合計画策定委員会

内容:次期奥州市総合計画策定方針(案)について

9.30 R7年度第4回総合計画審議会

内容:次期奥州市総合計画策定方針(案)について(審議会意見集約)

10.6 定例庁議 次期総合計画策定方針の決定

<次期総合計画策定の方向性に対する総合計画審議会委員からの意見(抜粋)>

審議会	発言者	内容
R7年度 第3回	3号委員 (学識経験者)	個別計画の計画期間がアクションプランの計画期間より長い場合、アクションプラン見直しの際に、個別計画との内容調整が必要。その際の整理の仕方等について、一定のルール化を図っておくべき。
R7年度 第3回	3号委員 (学識経験者)	アクションプランの施策のユニットに関し、施策の指標(KPI)に対する事務事業の影響度に差があることから、施策毎に紐づける事務事業については、貢献度の軽重を付けてアクションプランに記載するとともに、各事務事業の位置づけや貢献度を明確にして評価することが望ましい。
R7年度 第3回	3号委員 (学識経験者)	自治体経営の観点(市の限られた資源を有効活用する観点)から、有効性・貢献度はもちろんのこと、効率性の観点から施策を見直せる運用も目指してほしい。

<次期総合計画策定方針(案)に対する総合計画審議会委員からの意見(抜粋)>

審議会	発言者	内容
R7年度 第3回	3号委員 (学識経験者)	施策のユニットを構成する「事業」を「当該施策に直接影響する事業」、「間接的に貢献する事業」、「当該施策に一部が関連する事業」に分類し、施策に対する貢献度別に事業評価することで「上位施策を推進するための有効性、貢献度を重視したPDCAサイクル」につながるものと考えられる。

前頁からの続き＜次期総合計画策定方針(案)に対する総合計画審議会委員からの意見(抜粋)＞

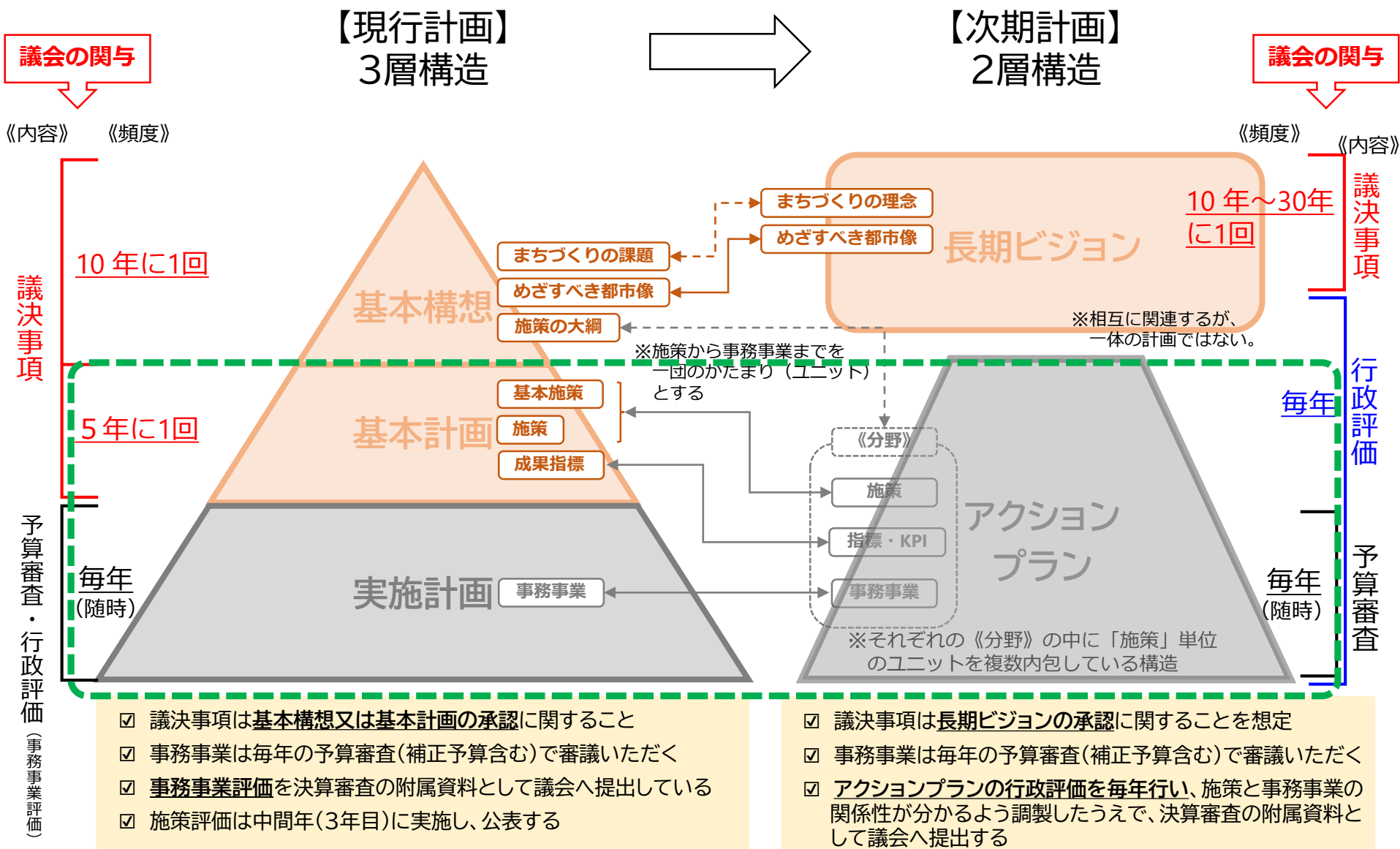
審議会	発言者	内容
R7年度 第3回	3号委員 (学識経験者)	何に焦点を置いた項目なのかがやや分かりにくい印象。 「(1)人口減少に負けない活力のある地域社会の実現」は、全体を通じた目標であり、例えば(2)関係人口の創出や(4)DXも関わる内容かと思う。「活力」の視点が重視されているが、人口減少下においては、持続可能なまちづくりを進める観点も必要。 具体的には、奥州市で暮らし続けられるよう、経済・福祉・医療などを維持していく視点も、別途掲げる必要があるのではないか。
R7年度 第3回	3号委員 (学識経験者)	効率性の視点を加味したPDCAとしていただきたい。(ただし(5)で地域経営の記載があるので、(4)であえての加筆は不要)

2 市議会会派からの意見と市の考え方

＜次期総合計画策定の方向性に対する市議会会派からの意見＞

意見	市の考え方
事務局案に異論はない。	—
現行の構造(パターン3)でよい。	次期総合計画に関しては、これまで各方面からご指摘いただいた課題を整理した上で、①シンプルで分かりやすい計画構造、②施策と事務事業の関係性をより意識した施策の体系を実現したいと考えております。
アクションプランを議決事項とすること。	次期総合計画に関し、どの階層までを議決事項とするかについては、市議会が判断すべき事項と認識しています。 なお、アクションプランは、施策及び事務事業を含んだ包括的な計画とする想定であることから、アクションプランを議決事項にする場合、個別事業に係る予算・契約、条例の制定・改廃など法令に基づいて議会の議決事項とされている事項との関係について整理する必要があると考えます。 ※P4に補足説明

3 現行・次期計画の比較イメージ図



【現行計画】

条例上の
議決事項

基本計画

基本施策

3-2 子育て環境の充実

基本施策の展開
方向（施策）

- 1 子育てを支える環境の整備
- 2 子育て家庭への支援の充実
- 3 安心して出産できるための支援の充実
- 4 子どもがすこやかに育つための支援の充実

事務事業

認定こども園建設事業

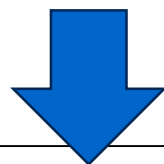
私立保育所一時預かり事業

病後児保育事業

・
・
・

法令上の
議決事項

- ・ 予算
- ・ 契約締結（一定額以上）
- ・ 条例の制定改廃



【次期計画】

条例上の
議決事項

アクション
プラン

- ・ 事業の計画
登載可否
（法令上の
議決事項に
関わる内容
を含む。）

基本施策

3-2 子育て環境の充実

基本施策の展開
方向（施策）

- 1 子育てを支える環境の整備
- 2 子育て家庭への支援の充実
- 3 安心して出産できるための支援の充実
- 4 子どもがすこやかに育つための支援の充実

事務事業

認定こども園建設事業

私立保育所一時預かり事業

病後児保育事業

・
・
・

法令上の
議決事項

- ・ 予算
- ・ 契約締結（一定額以上）
- ・ 条例の制定改廃

総合計画への事業登載の可否を議決事項とする場合、予算、条例等の法令で定める議決事項への影響（網掛け部分における議決の重複など）について、関係を整理する必要があるほか、3年を単位に行っているローリング作業にも影響が生じる（翌々年度以降を見通せない事務事業の扱いをどのようにするかなど。）

4 次期総合計画策定の方向性

- 次期総合計画は、長期ビジョンとアクションプランからなる2層構造とする。

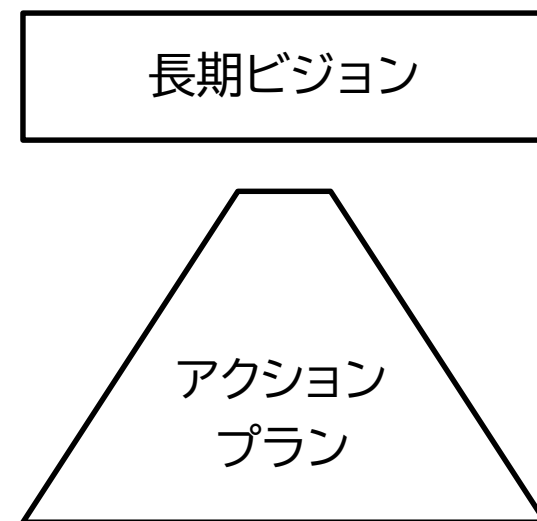
- 見直し理由

従来、基本構想に位置づけてきた「将来都市像」「基本理念」などは、長期的に目指し取り組むものである一方、社会経済状況の変化が早く大きくなっている現在において、**基本計画以下は状況に応じて迅速・柔軟に見直す必要がある。**

このため、次期総合計画については、従来の基本構想に当たる長期ビジョンの**計画期間を超長期化するとともに、当該ビジョンと直接的に連動しないアクションプランによる2層構造とすることで、具体の施策や事務事業を柔軟に見直せるようにする。**

- 次期総合計画策定方針 別紙1のとおり

構成	概要	期間
長期ビジョン	超長期的(10年以上～30年程度)に市民・議会・行政が共有すべき普遍性の高い理念・将来像など	10年以上～30年程度
アクションプラン	中長期的な政策目標を設定し、執行部の施策・事業の実施の根拠となる計画(施策)・事務事業	8年(4年ごとに見直しを検討) (3年単位で毎年度ローリング)



5 今後のスケジュール

区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民アンケート	回答回収	集計・分析・公表				
現行計画の総括・検証作業	現行の施策、事務事業の総括・検証作業					
次期計画(案)策定作業	次期計画（長期ビジョン、アクションプラン）案の策定検討作業					
人口ビジョン見直し	現ビジョン検証・将来人口の見直し		人口ビジョン見直し案の検討・作成			

次期奥州市総合計画策定方針

令和7年10月6日
奥州市

1 策定の趣旨

本市は、平成29年3月に、10年間の長期ビジョンである基本構想と、基本構想の実現に向けた市政全般の施策を体系的に示した5年間の基本計画からなる「第2次奥州市総合計画」を策定し、まちづくりに取り組んできた。令和3年度に策定した第2次奥州市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）では、SDGsの理念の具現化や、未知なる感染症への対策を念頭に置き、奥州市の発展を持続可能なものとすることを目指している。

また、令和2年3月に策定し、令和6年9月に改訂した第2期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）では、これまで進めてきた地方創生の取組の進捗状況を踏まえつつ、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や、市が目指すまちの開発デザインである「奥州市未来羅針盤図」に基づく分野横断的なプロジェクトの推進を図ることとしている。

その一方で、この間、急速な少子高齢化の進展や人口減少のさらなる進行、足元の物価高の影響など、本市を取り巻く社会経済情勢は日々刻々と変化している。

このような状況の中で、後期基本計画が令和8年度をもって終了することから、市民や各種団体との連携の下、急激な時代の変化にも的確に対応し、少子高齢化や人口減少に負けないまちづくりを進めるため、実効性の高い行政運営の指針となる次期奥州市総合計画（以下「次期総合計画」という。）を策定するものである。

2 策定の視点

次期総合計画は、現行計画に掲げるまちづくりの方向性について、この間の本市を取り巻く社会経済環境の変化を考慮して見直すこととし、次に掲げる視点により策定するものとする。

なお、策定に当たっては、現行計画の取組の検証を踏まえ、施策体系や評価手法についても併せて見直すものとする。

(1) 人口減少に負けない活力のある地域社会の実現に向けた計画づくり

国の想定を上回る速さで人口減少が進む中であって、誰もが活躍できる環境づくりに努めるとともに、地域の若い世代が将来にわたり豊かで幸せな生活を送ることができるまちづくりの実現に向けた計画とする。また、地域課題に果敢に挑戦し、まちづくりに自発的に関わる人材を育成する「ひとづくり」の推進に向けた計画とする。

(2) 関係人口の創出・拡大に向けた計画づくり

人口減少が続く中で、地域の生産性の向上、地域の魅力発掘、新たな奥州ファンの獲得、将来的な定住人口の増加等を目指して、地域と多様に関わる関係人口の創出・拡大に向けた計画とする。

(3) 市民の地域愛・シビックプライドを育む計画づくり

市民が誇りや愛着を持てるまちの実現に向け、本市が持つ魅力のさらなる磨き上げとともに、効果的な情報発信に取り組む計画とする。

(4) デジタル技術を積極的に活用する視点を持った計画づくり

地域課題解決や豊かで暮らしやすいまちづくりを進める“地域社会DXの推進”、事務の効率化や働き方改革に取り組む“行政DXの推進”、多くの世代が幅広い分野で利便性の高いサービスを享受する“デジタル社会の基盤づくり”の3つの方向性に向かって、デジタル技術の積極

的な活用に取り組む計画とする。

(5) 環境負荷等に配慮した持続可能なまちづくりの推進に向けた計画づくり

総合計画に掲げる施策・事務事業とSDGsの理念・目標との関係を明らかに示すとともに、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すカーボンニュートラルの達成に取り組む計画とする。

(6) 災害に強いまちづくりを進める計画づくり

地球規模で頻発・激甚化する風水害や近い将来の発生が危惧されている大地震などから市民の命と暮らしを守るため、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策に取り組む計画とする。

3 課題認識と対応の考え方

(1) シンプルでわかりやすい計画構成

基本計画と実施計画が別階層であることで、それぞれのつながりが希薄となることから、施策と事務事業を一体化することで双方の関係性をより意識した施策の体系づくりを進め、上位施策を推進するための手段としての有効性・貢献度を重視した計画構成とする。

(2) 社会環境の変化や首長の掲げる政策に柔軟に対応できる計画構成・計画期間

計画期間が首長・議員の任期と連動しないため、首長の政策や民意を機動的に反映することが困難であることから、首長の方針や民意を反映した計画構成を検討する。

(3) 総合計画と総合戦略の一体化

全庁的に取り組む計画を別々に策定することで、両計画の関係がわかりにくいことから、分野横断的に人口減少対策に取り組む総合戦略と総合計画を一体化し、両計画の関係を明らかにするとともに、各分野の個別計画と総合計画に掲げる施策の体系との整合を図る。

(4) 実効性を伴ったPDCAサイクルの再構築

これまでの施策のみ、事務事業のみといった階層単位での評価・見直しのやり方を改め、基本施策から事務事業までを一団のかたまり（ユニット）として捉えることで、上位施策を推進するための有効性・貢献度を重視したPDCAサイクルを再構築する。

(5) 自治体経営に係る方針等の反映

予算・人員等をどう確保するかといった自治体経営に関する目標・手段が総合計画に反映されていないことから、自治体経営に係る方針等を反映させる。

4 総合計画の構成・計画期間

総合計画は、長期ビジョン、アクションプランをもって構成し、それぞれの内容及び計画期間については、次のとおりとする。

(1) 長期ビジョン

超長期的に市民・議会・行政が共有すべき普遍性の高い将来像と目標を定めるもの。

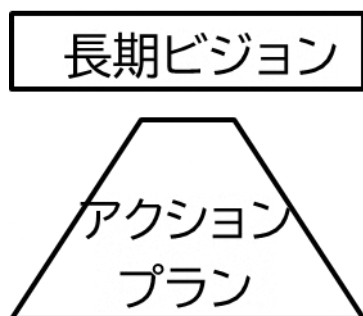
計画期間は、10年以上～30年程度とする。

(2) アクションプラン

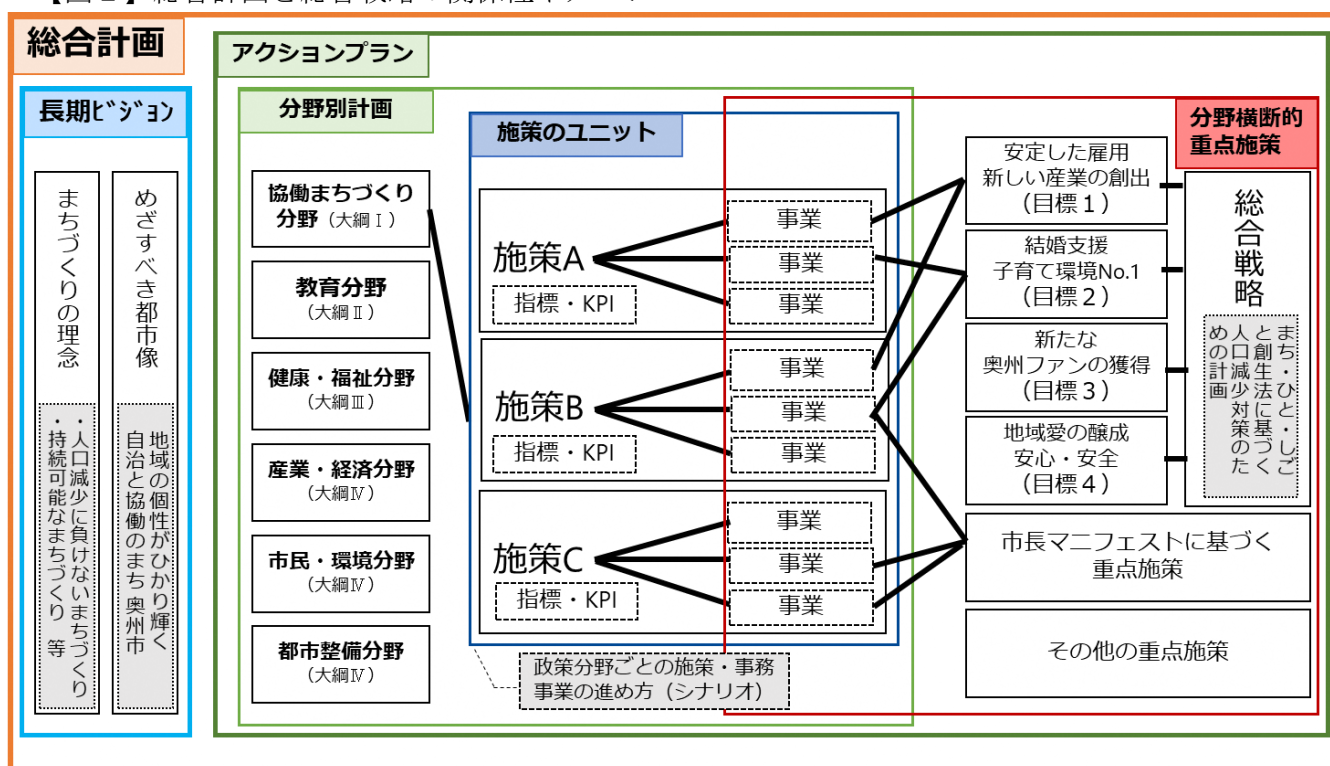
中長期的な政策目標を設定し、執行部の施策・事務事業の実施の根拠となる計画（施策）及びこれを実現するための具体的な事務事業を定めるもの。

計画期間は8年とし、4年ごとに見直しを検討することとする。また、事務事業については、3年を単位として毎年度ローリングを実施することとする。

【図1】総合計画の構成イメージ



【図2】総合計画と総合戦略の関係性イメージ



※ 現行計画上の概念を次期計画の構成に当てはめたものであり、具体的な内容は今後の検討による。

5 計画の策定体制

まちづくりの主体である市民の意向を十分に反映するとともに、市民の参画と協働のまちづくりの実現に向け、次に掲げる体制により計画策定を推進するものとする。

(1) 市民参画

ア まちづくり市民アンケート

住民福祉やまちづくりに関する需要や市民意識を調査するため、令和7年度に市民3,000人を対象としてアンケートを実施する。集計結果を分析の上、次期総合計画の策定に活用す

る。

イ 市民ワークショップ

市民とのワークショップを開催し、次期総合計画の策定における市の課題等について説明するとともに、市民の意見を聴き取る。

ウ パブリックコメント

次期総合計画の素案について市民の意見を広く求め、計画案への反映について検討する。

エ 市民説明会等

次期総合計画策定の進行に合わせて意見を聴取するため、適宜市民に対して内容の公表や説明の機会を設ける。

(2) 審議会等

ア 総合計画審議会

検討過程や案に対し、専門的、客観的な立場や市民の目線から助言、提言を得るほか、次期総合計画の素案を諮問し、答申を得る。

イ 地域会議

検討過程や案を説明し、地域の施策や事業に対して出された意見を参考とする。

(3) 庁内体制

総合計画策定委員会

総合計画に関し、まちづくりの方向性や基本的な考え方を検討する組織として設置する。
委員会には施策調整会議を、施策調整会議には施策検討会議を設置することができる。

(4) 市議会

策定方針、計画素案、市民参画のあり方等について、市長から報告、説明を受け、意見を述べるほか、市長から提案された計画案について議決を行う。

6 計画策定日程

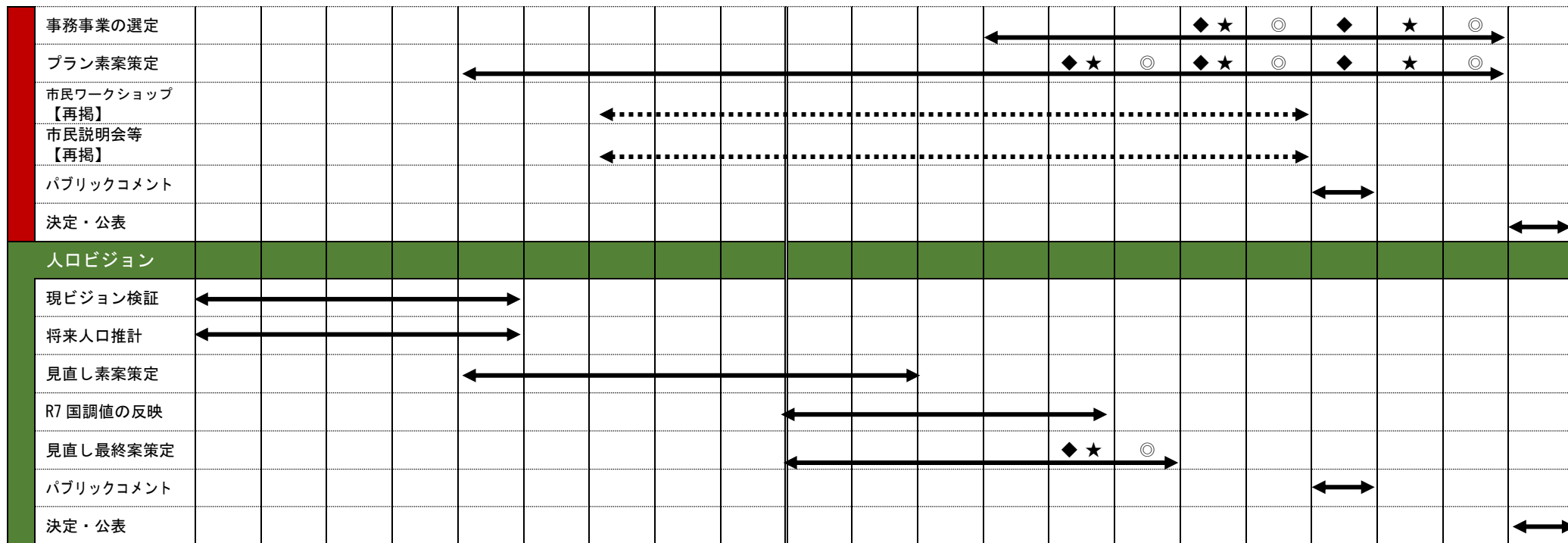
別表のとおりとする。

次期総合計画（素案）は、奥州市市民参画条例（平成21年奥州市条例第36号）第4条に規定する市民参画を得るほか、議会への説明、奥州市総合計画審議会への諮問等を経て、令和9年3月までの決定を目途とする。

別表

【凡例】		
総合計画策定委員会	◆	
総合計画審議会	★	
市議会全員協議会	◎	

	R7. 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8. 1月	2月	3月	R8. 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9. 1月	2月	3月
長期ビジョン																					
策定方針	◆ ★ ◎	◆ ★ ◎																			
長期ビジョン骨子の検討							◆ ★ ◎														
市民アンケート			印刷 発送	回収 入力	集計	分析 報告	◆ ★ ◎														
基礎データ確認																					
管理職向け研修			資料の 作成	実施																	
現基本構想の総括							◆ ★ ◎														
将来像等の検討									◆				◆ ★ ◎			◆ ★ ◎	◆	★ ◎			
ビジョン案策定									◆				◆ ★ ◎			◆ ★ ◎	◆	★ ◎			
市民ワークショップ																					
市民説明会等																					
パブリックコメント																					
議決・公表																					
アクションプラン																					
策定方針【再掲】	◆ ★ ◎	◆ ★ ◎																			
アクションプラン骨子の検討									◆												
市民アンケート【再掲】			印刷 発送	回収 入力	集計	分析 報告	◆ ★ ◎														
基礎データ確認【再掲】																					
係長級・一般職向け研修			資料の 作成	実施		資料の 作成	実施														
現基本計画の総括				様式 作成		添削			◆												
施策体系案策定									◆				◆ ★ ◎		◆ ★ ◎	◆	★ ◎				
施策検討						様式 作成	添削														



5-1 野球交流

令和7年10月20日 全員協議会資料 政策企画部未来羅針盤課羅針盤プロジェクト室

1 概要

○目的

令和6年10月に友好協定を締結したアメリカトランス市との民間主体による経済交流、青少年交流に弾みをつけるため、トランス市から提案のあった友好協定記念事業を実施。

本事業によって、民間主体による経済交流、青少年交流に弾みをつけるのみならず、国内外のメディア露出の機会が増えることで市の認知度向上だけでなく、市の物産PRやインバウンドへの誘導など、経済への波及効果が期待できる。

○事業内容

(1) 派遣先

アメリカ合衆国ロサンゼルス郡トランス市

(2) 派遣期間

令和7年8月5日（火）から8月14日（木）まで

(3) 派遣人員

奥州市の中学生が多数所属し、大谷翔平選手の父・徹氏が率いる硬式野球チーム「金ヶ崎リトルシニア中学硬式野球クラブ」から選手20名、監督およびコーチ3名 合計23名
(奥州市職員2名帯同)

(4) 親善交流事業

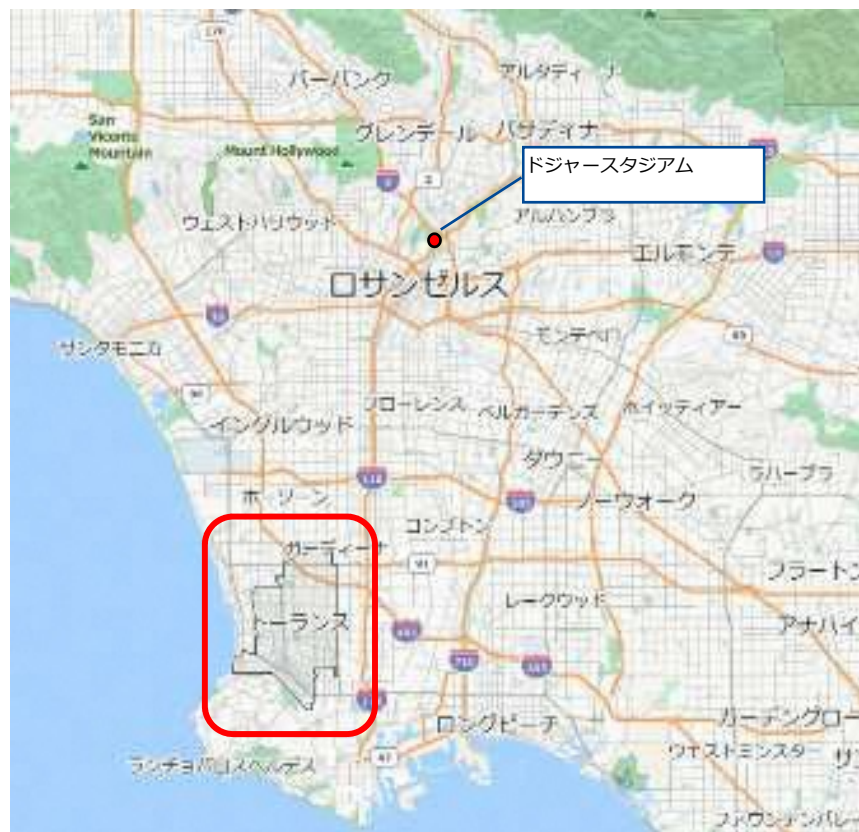
中学生は、トランス市青少年の家庭に2人1組でホームステイしながら親善交流行事等に参加する。

○事業主体

奥州市及び海外友好都市締結記念野球親善交流実行委員会

委員会構成

奥州市、奥州商工会議所、JA岩手ふるさと、JA江刺、奥州市議会



5-1 野球交流

令和7年10月20日 全員協議会資料 政策企画部未来羅針盤課羅針盤プロジェクト室

2 全体行程

	日付	主な内容	備考
1	8月5日（火）	日本出発、アメリカ到着 トランス市歓迎会、ホストファミリーと対面	
2	8月6日（水）	MLB観戦 ドジャース対カーディナルス	
3	8月7日（木）	午前 南カリフォルニア大学野球部施設見学 午後 トランス市見学	
4	8月8日（金）	親善試合	
5	8月9日（土）	親善試合（開幕セレモニー含む）、野球教室	
6	8月10日（日）	親善試合、野球教室	
7	8月11日（月）	ホストファミリーと過ごす日	市職員はトランス市と 経済交流に関する協議
8	8月12日（火）	午前 ホストファミリーと過ごす 午後 MLB観戦 エンゼルス対ドジャース	市職員は日本総領事館と 経済交流に関する協議
9	8月13日（水）	日本に向け出発	
10	8月14日（木）	奥州市着	

5-1 野球交流

令和7年10月20日 全員協議会資料 政策企画部未来羅針盤課羅針盤プロジェクト室

3 事業経費

収入

項目	金額（円）	件数
クラウドファンディング	1,030,500	69
企業・団体協賛	3,677,850	58
企業版ふるさと納税	1,000,000	1
現金寄付	1,115,500	20
寄付金小計※	6,823,850	148
実行委員会負担金	150,000	3
奥州市	12,463,898	内スポーツ 振興基金 500万円
合計	19,437,748	

支出

項目	金額（円）	
旅費、保険料、渡航経費	9,955,450	
アメリカ滞在経費	9,376,720	
振込手数料等	3,520	
JAL特別講義料	55,000	
土産代	47,058	
合計	19,437,748	

※その他、旅費割引、ユニフォーム提供による協賛を受けた。

※寄付目標額800万円に対して、達成率85%

※企業版ふるさと納税については、3月末まで募集を継続中

5-1 野球交流

令和7年10月20日 全員協議会資料 政策企画部未来羅針盤課羅針盤プロジェクト室

4 派遣チームメンバーの声（一部）

○私たちのためにご支援いただきありがとうございました。皆さんの支援のおかげで僕自身、そしてチームメイトも学ぶことも多く、アメリカでの野球交流事業を楽しむことが出来ました。皆さんのご声援を力にこれからも頑張っていきます。

○ご支援ありがとうございました。アメリカでは野球の事、生活の事、色々な事を多く学びました。これからは自分の夢や好きな事に向かって頑張っていきます。

※ 協賛者をはじめとする関係者への成果報告は12月頃を予定

5 メディアによる報道

＜メディア掲載＞

○全国紙：スポーツニッポン、スポーツ報知、サンケイスポーツ、日刊スポーツ

○地元紙：岩手日報

○複数のアメリカ現地メディアで報じられた

（トランス市が公式SNSに投稿した動画再生回数 約20万回）

6 事業総括

○ひとつづくりに関する効果

- ・海外のチームとの交流を通じて、異なる文化や価値観を直接体験することで、理解を深め、柔軟な思考や対応力を養うことができた。
- ・実践的な言語スキルが向上するとともに、コミュニケーションの重要性を認識し、語学学習のモチベーションにつながった。
- ・交流試合を通じて、異なるスタイルや技術を学ぶことで自己成長の促進につながるとともに、参加者同士の友好関係を構築する良い機会となった。
- ・将来は、アメリカで働いてみたいなど、自分の将来の可能性を広げる機会につながった。

○PR効果

- ・現地及び日本の複数メディアが本事業について大きく報道し、奥州市の名前が広く知られる機会となった。

○経済促進効果

- ・昨年に引き続きの訪米、また大谷選手の故郷ということで、明らかに認知度の向上が図られており、農畜工芸産品（米、肉、南部鉄器等）に対する興味関心が高まっている。また、現地店舗経営者や日系関係者などとの関係構築も広がりを見せており、継続的な取り組みの基盤が整いつつある。

●課題

- ・企業協賛に関しては、想定より多くの寄付をいただくことができたが、クラウドファンディングについては目標額に届かなかった。クラウドファンディングの活用については、返礼の有無を含め、応援したいと思わせる見せ方について、さらに工夫が必要。

5-2 経済交流

令和7年10月20日 全員協議会資料 政策企画部未来羅針盤課羅針盤プロジェクト室

1 概要

トランス市との友好協定を契機とした経済交流を促進すべく、市内物産の輸出促進に向けた事業を実施した。岩手県においても北米への県産品輸出に力を入れていることから、県事業とも一部の箇所でコラボし、より効果的なPRを展開。今回の事業を足掛かりとし、来年度以降も継続して、輸出促進に向けた環境整備に努めていく。

2 実施期間

令和7年9月3日（水）から9月12日（金）まで 10日間

3 日程

9/3（水） 1日目	9/4（木） 2日目	9/5（金） 3日目	9/6（土） 4日目	9/7（日） 5日目
移動日	トランス市関係者との協議	関係者協議、商談会場準備	現地視察、酒まつり参加	市場調査、意見交換

9/8（月） 6日目	9/9（火） 7日目	9/10（水） 8日目	9/11（木） 9日目	9/12（金） 10日目
勉強会、奥州市物販PR及びBtoB商談会	岩手フェア、県知事トップセールス	県知事レセプション参加、関係者協議	移動日	移動日

4 関係する団体及び役割

①奥州市

トランス市との協議（経済交流、野球交流）
商談会の開催、企業訪問の実施、酒まつりへのブース出展、食と流通に関する勉強会の実施

②いわて加工食品輸出促進研究会

現地での商談、岩手フェアへの出品

③岩手県

ミツワマーケット（アメリカ最大の日系ショッピングセンター）での岩手フェア（商品選定、仕入、契約）、県知事主催レセプション、ドジャースタジアムでの県産米おにぎりPR

④県南広域振興局

いわて加工食品輸出促進研究会のサポート

⑤ジエトロ（日本貿易振興機構）

岩手フェアのサポート、商談会等のサポート

※ **太字**は奥州市主催事業

5 いわて加工食品輸出促進研究会

参加事業者及び商品（事務局：県南広域振興局）

（株）水沢米菓…奥州の龍酒粕煎餅、おうちでせんべい屋さん

岩手銘醸（株）…奥州の龍（二刀流ボトル）

（農）宮守川上流生産組合…燻製豆腐、野菜ジュース、野菜ジャム

（株）エーデルワイン…ワイン3種

（株）遠野ふるさと商社…ホップソーダ、葉ワサビドレッシング

（株）松栄堂…ごま摺りリキュール、梅酒、どら焼き

※参加していない会員の商品もPR

5-2 経済交流

令和7年10月20日 全員協議会資料 政策企画部未来羅針盤課羅針盤プロジェクト室

6 実施事業

- (1) トランス市との協議
 - ・南部鉄器の輸入・販売支援について
 - ・奥州市×現地日系企業×トランス市商談交流会の実施について
- (2) トランス市公認産直市場の視察及び協議
 - ・市の産品販売やブース設置などについて協議
- (3) ロングビーチ 酒Dayへの参加
 - ・いわて加工食品輸出促進研究会と共に参加
- (4) 市場調査及びJETROでの勉強会
 - ・現地マーケットを複数個所訪れ、顧客層や価格帯、パッケージなどについて調査
 - ・北米地域の農林水産や食品事業の概要、パッケージデザインや法規制などについて専門家による勉強会。
- (5) 奥州市物産展及びB to B商談会
 - レストラン関係者、ホテル関係者、卸売業者ほか、トランス市長、日本人会の方々など60名以上が来場。倉成市長によるビデオメッセージ、トランス市長ほか来賓の挨拶、職員による奥州市の紹介を実施。各事業者商品の試食に加え、前沢牛やひとめぼれ、卵めん、茶そば、羊羹などを振舞った。

- (6) 岩手県事業への参画
 - ・日系スーパー（ミツワ）でのトップセールス
 - ・県知事主催レセプションへ
 - ・ドジャースタジアムでの県産米おにぎりPR（規制が厳しく、参加制限がかけられたため市は不参加）

7 10月の取組

- ・10/11 第2回酒まつりへのブース出展
コメ、前沢牛、日本酒のほか、研究会事業者のお酒、羊羹も提供。
第1回同様150人を超える来場者。コメと肉が特に人気で、開始1時間半で約250食完売。大谷応援うちわが大人気。「大谷翔平選手の出身地」に興味を示し、「これは大谷さんも食べて育ったのか」と購入の問い合わせ多数。運営については、鈴木マーケティングへの委託と現地協力者により実施。
- ・10月8日（水）～26日（日）
高級日本食レストランにて、前沢牛を用いた期間限定特別メニュー（サーロインステーキ）と奥州の龍を提供。
※JETROとのコラボ企画

5-2 経済交流

令和7年10月20日 全員協議会資料 政策企画部未来羅針盤課羅針盤プロジェクト室

8 参加事業者の声（抜粋）

○現在のLAの輸出入に関する事情が確認でき、なおかつ現地のトレンドや商品ごとに現地の方の実際の声を聴けたのでとても勉強になったし、次の打ち手につながるヒントを得られた。ぜひまた参加したい。奥州市の企画ではあるが、可能であれば他地域の事業者にも声をかけたい。

○奥州市がトランス市と姉妹都市提携を締結したことにより、米国市場へのビジネスにおいて絶好の機会だと感じた。今回のイベントを通して、今後どのように米国市場へアプローチしていくべきか、整理することができた。

○今回の企画自体は非常に有意義であり、全体として良かった。今後、より販売やPRに特化した内容が加わることで、さらに効果的な事業になるのではないかと感じた。知り合いの事業者にも、目的や準備次第で大きな学びとチャンスが得られる企画だと伝えたい。

9 ネットワークづくり

(1) BLD CLUBHOUSEとの連携

ドジャースタジアム付近のショップ。ドジャースファンや、日本からの観戦者が数多く訪れるお店。8月の野球交流事業の際に店長と交流を持つようになり、奥州市の情報発信拠点（アンテナショップ）のような活用を申し出ていただいた。

大谷応援グッズやおうしゅうたろうグッズ、南部鉄器を設置。奥州市のSNSをフォローしてくれた方に応援グッズを渡してもらっており、フォロワー数が増加している。

(2) 奥州市出身者との連携

スズキマーケティングの鈴木社長や、昨年からの市のブース、イベントのお手伝いをいただいているご夫妻からは今後も協力したい旨の積極的な申し出があった。10月の酒まつりでも協力をいただいている。

(3) 奥州市応援者の発掘

昨年度の公式訪問以降、様々な場面でつながった方々からは「奥州市を応援したい」「イベント実施の際はぜひ知らせてほしい」という熱心な声掛けをいただいているほか、野球交流事業もホストファミリーとも強いつながりを構築することができ、着実に「奥州応援ネットワーク」が広がっている。

10 成果および課題

- ・ 米国現地の事業者・消費者の声を直接聞くことができ、人脈形成につながった。また、具体的な商談にも繋がるなど、一定の成果を上げることができた。
- ・ 民間レベルの経済交流を実施する上で、市産品の商流構築・販路拡大が課題。いわて加工食品輸出促進研究会のような広域の枠組みの利用は有効である一方、事業者がターゲットとするマーケットや方向性が異なるため、調整が難しい。
- ・ 民間主体の経済交流につなげていくには、現地での専門的なサポート体制が必要。
- ・ 次のステージを見据え、今後は事業ターゲットを絞っていく必要がある。（B to B or B to C or インバウンドなど）

今後の展望

○ひとづくり

今回の事業成果にもあるとおり、海外に目を向けた事業は、ひとづくりに大きく寄与するため、来年度以降、子どもや若者たちが未来に夢を描き、世界の舞台に挑戦するような事業を「ひとづくり事業」に位置付け、実施していくこととする。また、スポーツ、文化、経済など対象分野を広げて取り組んでいくこととする。

【事業案】

①スポーツ交流

令和8年度にトランス市の野球チーム(310 baseball)が奥州市を含む日本各地で親善交流試合の実施を計画しているため、奥州市での受け入れを検討。なお奥州市への滞在期間は8月上旬の3日程度を想定。

②経済交流と絡めた文化発信

現地で奥州市の知名度が向上していることから、商談会等の実施に併せて、奥州市の伝統芸能などを紹介するような企画を検討。

○なりわいづくり

現地で奥州市の知名度が大いに高まっていることから、さらにプロモーション活動を行いながら現地での人的ネットワークを強化し、経済交流を促進するための基盤づくりを目指す。

また、県や関係機関等と連携しながら、業種業態に応じたB to B商談会の開催など、商談につながる事業を実施していくこととする。

【事業案】

①B to B商談会の実施

奥州市の知名度を活かして現地バイヤーの関心を高めつつ、業種に応じた商談会の実施など、具体的な成果につながりやすい環境を整える。

②酒まつりへの参画

昨年に引き続き参加した酒まつりについては、トランス側の協力体制も強化され、奥州市の物産を紹介する非常に効果的な場となっている。来年度は、現地購入につなげるクーポン配布や販売店の情報、パンフレット配布など、試食後の購買につなげる取り組みを整える。

③現地ネットワークの構築

海外展開に意欲のある事業者側の負担を軽減すべく、委託事業者や現地スタッフのネットワークを強化し、現地でのサポート体制を構築する。